

桂人権コミュニティセンターの歩み

～60 年をふりかえって～



「桂人権コミュニティセンターのあゆみ」発刊にあたって

「桂人権コミュニティセンター」のはじまりは、1963 年（昭和 38 年）1 月に大阪府内（大阪市内は除く）で最初の隣保館として開館した「桂隣保館」です。桂隣保館は「同和地区及び近隣の市民を対象として、生活の指導、教養及び福祉厚生に関する諸事業を総合的に行い、もって市民の生活の改善及び向上を図ること」を目的として設立されました。その後、「桂解放会館」「桂人権ふれあいセンター」そして現在の「桂人権コミュニティセンター」と名称を変えつつ、人権啓発の推進及び市民交流を促進し、様々な人権に係る諸問題の解決及び地域住民の福祉の向上を図ることを目的として、各種事業に取り組んできました。

人口形態から地域の状況をみると、八尾市が人口のピークを迎えた 1991 年（平成 3 年）3 月時点では、市総人口（以下、「市全体」という。）と桂小学校区人口（以下、「校区全体」という。）は 278,470 人と 5,621 人、14 歳以下の人口は 51,892 人（市全体の 18.6%）と 939 人（校区全体の 16.7%）、65 歳以上は 26,265 人（市全体の 9.4%）と 607 人（校区全体の 10.8%）で、市全体と校区全体に大きな差はありませんでした。

しかし、1991 年（平成 3 年）以降は人口減少がつづき、2023 年（令和 5 年）3 月時点では、市全体と校区全体は 261,197 人と 2,882 人、14 歳以下の人口は 31,247 人（市全体の 12.0%）と 173 人（校区全体の 6.0%）、65 歳以上の人口は 74,018 人（市全体の 28.3%）と 1,156 人（校区全体の 40.1%）となり、市全体と校区全体の人口比率を比べると、14 歳以下では校区全体の方が 6.0 ポイント低く、65 歳以上では校区全体の方が 11.8 ポイント高くなりました。この 32 年の間に人口形態に大きな変化が起こり、市全体より校区全体の方がより早く少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。

高齢化率が 50%を超えると、地域の中で互いに支え合う共同体としての維持機能が限界に達している状況にある「限界集落」と呼ばれています。桂小学校区において現状が続く限り、八尾市内で最も早く「限界集落」的な状況を迎えることが推察されます。

今回あらためて資料を見ている中で「地域ぐるみのおせっかい」「地域ぐるみのおたがいさん」という言葉が目にとまりました。かつて、地域コミュニティが元気だった様子が伺える言葉です。桂人権コミュニティセンターは、様々な事業や総合生活相談業務等に引き続き取り組む中で、再び「おせっかい」や「おたがいさま」が地域の中にあふれることを願っています。

2024 年（令和 6 年）3 月

目 次

第1章 西郡の歴史

1. 明治以前	1
2. 西郡水平社の創立	2
3. 第二次世界大戦後	3
4. 同和対策事業特別措置法の時代	4
5. 法期限を迎えて（特別措置から一般施策へ）	6
6. 新たなまちづくりをめざして	7

第2章 地域はいま

1. 地域概況	10
2. 地域内の公共施設など	11
3. 住宅の状況	12
4. 地域活動の紹介	14

第3章 桂人権コミュニティセンターの事業概要とこれから

1. センター事業の概要	17
2. 人権コミュニティセンター（隣保事業等）に関連する さまざま動き	19
3. 人権コミュニティセンターと地域のこれから	22

関連資料

・事業概要（2013年～2022年）	25
・年表	27
・桂小学校区の人口動態	39
・隣保館条例	44
・解放会館条例	45
・人権ふれあいセンター条例	46
・人権コミュニティセンター条例	48

第1章 西郡の歴史

1 明治以前

西郡の地名の由来は、かつてこの地に居住していた錦部連からつけられたもので錦部、錦織＝西郡となったと思われます。

錦部、錦織はその名が示すとおり、錦など高級織物を織る百済系渡来人の技術者でありました。日本書紀にも「五世紀中頃、百済から錦部定安那錦が渡来した」と記されています。

しかし、地名の由来とはうらはらに、被差別部落の成り立ちについては、不明な点が多く、文献によると1869年（明治2年）の「河内国全図・拾六郡」に「若江村・ニシコオリ●●」と地図上に記載されています。この年は、封建体制崩壊からわずかの時期であるので、封建時代の被差別部落としての位置づけを知ることができます。

明治時代に書かれた中河内郡誌（第二章町村）に「西郡村」は以下のように記されています。

以前不詳。元和元年より徳川氏の領地にして、元和元年より貞享元年まで、旧記失するを以って、不祥なること六十九年間。貞享元年より土屋相模守の知行所となり、元禄元年より戸田山城守之に代わり、正徳年中より文政二年まで旧記失するを以って詳らかならず。

文政二年より松平右京太之に代わり、嘉永三年より戸田土佐守之に代わる。明治元年、南司農局の所管となり同二年局を河内県と改称し同年廃して堺県に合す、同十四年二月更に大阪府の所轄となる。

1871年（明治4年）の廃藩置県にあたって上地となった領主と領地の状況によると、西郡は「下総国高德藩・戸田土佐守忠至」が領主となっています。

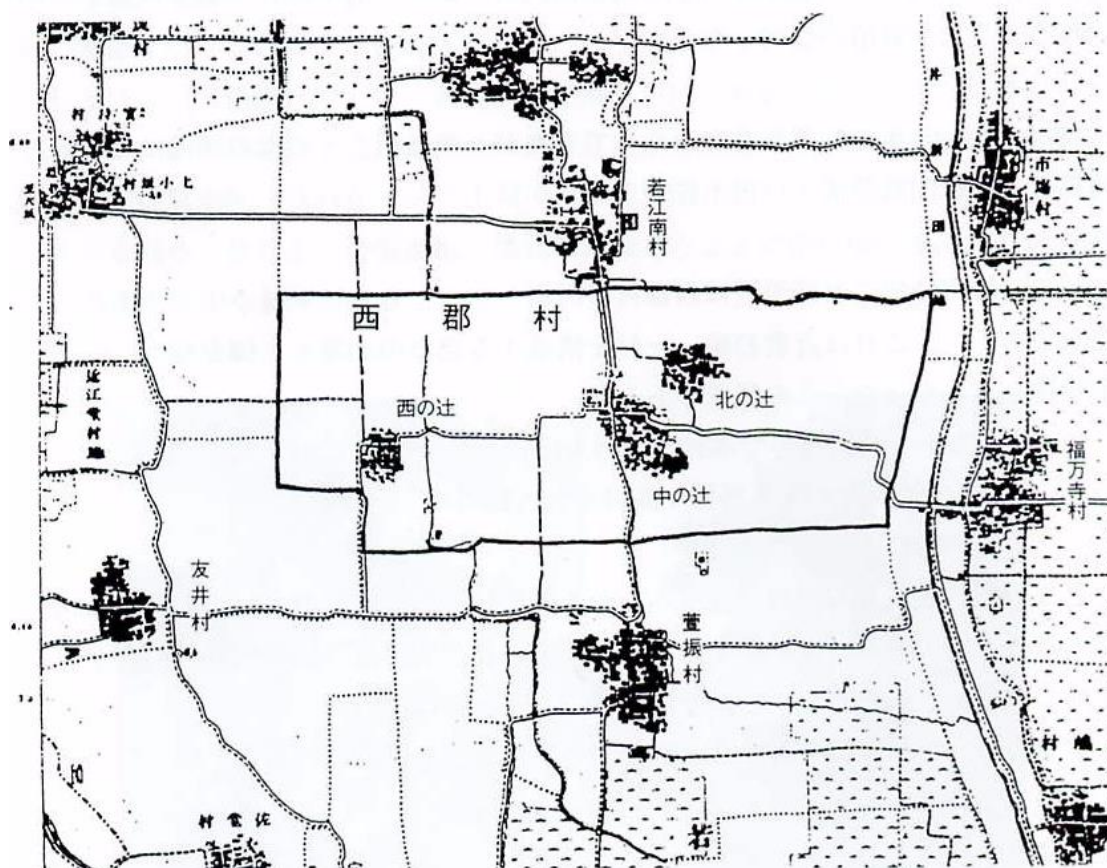
江戸時代に西郡地区は西郡村に所属していましたが、ともに本村の中に含まれる形でした。これは近世初頭、一村を構成するだけの土地と人口を持っていない小規模のものだったことの反映であろうと思われます。西郡村は1690年（元禄3年）で本村201軒（人口840人）に対し、25軒（人口159人）でした。（「元禄3年 河内若江郡村々高付気数人数寄帳」）

西郡には大阪夏の陣で戦死した豊臣方の青年武将・木村重成の墓碑があり、重成奮戦の古戦場として有名なところですが、大阪夏の陣当時、実在した「西郡村」そのものの中に、あるいは1690年当時の人口の中に、いわゆる封建体制下の被差別部落、被差別身分の人がふくまれていたかどうかという点については、定かではありません。

※●●には賤称語が入ります。賤称語とは、身分的に賤しめていう言葉です。ここでは、江戸時代の封建制度の身分が書かれており、明治以降、封建制度が廃止になったにも関わらず、差別的に使われてきた言葉が書かれています。

2 西郡水平社の創立

明治のころの西郡村は、北の辻、中の辻、西の辻と大きく三つの場所に家々が集まっていました。西の辻は今の新家町の一部です。中の辻は今の西郡そよかぜこども園のあたりが中心となっていました。西の辻と中の辻の間には、田畑がひろがり農業をしていた人もいたといひます。北の辻は宣念寺あたりで、まわりは、じめじめした湿地帯のようでした。



1887年頃の西郡村

1886 年（明治 19 年）にコレラが大阪府で多発しましたが、人口 1,000 人に対する死亡率は、大阪府 9.1、若江郡（西郡村含む） 6.8 に対して、西郡村は実に 53.3 でそれぞれの約 6 倍、9 倍の高率を示していました。コレラ以外に流感や天然痘などの伝染病が発生すると西郡ではただちにまん延し、死亡者が多数出ました。

1889 年（明治 22 年）の大阪府「農業調査」によると農家の余業、農閑の副業として、若江郡に「鼻緒ヲ作ルアリ」と書かれています。

就業人口は、およそ 75 人（男 53 人、女 22 人）、一年の収入金 164 円とあります。

若江郡内余業の収入金は高いほうから、木綿織、厚司雲齊織、綿繰、糸紡ぎ、養蚕、糞尿仲間、阿膠、菅笠、鼻緒の順になっています

1914 年（大正 3 年）1 月調査の「中河内郡統計一覧」でみると、郡内の工産物の中に鼻

緒一数量3,600,000 価格46,800円となっています。郡内の工産物を価格で比較すると、上位から針金、菜種油、共燐燐寸、白木綿、カタン糸、菜種油粕、浴巾、紺無地、雲齊厚司、綿実油粕、綿実油、鼻緒、歯磨ブラシ、膠、莫大小、縞木綿、貝殻などとなっています。この時期には鼻緒はブラシより生産価格は上でした。

1918年（大正7年）頃、米が1年前には、一石14円40銭だったのが、41円6銭にまで跳ね上がりました。西郡地区では、村の有力者が集まって住民たちのために、朝になるとおかゆを炊き、宣念寺の鐘の合図でみんなを集めて配りました。たとえ一食でも食べられるということで、大勢の人が列を組んで並んだと伝えられています。

そういった中で同年7月、富山県魚津町の人たちが立ち上がり「米の積み出し中止」を要求しました。これを機に全国で「米よこせ」の運動が広がり、いわゆる「米騒動」が起きました。西郡地区でも、飢え死にから逃れるために「米騒動」が起きました。

この米騒動をきっかけとして、労働運動、農民運動が全国で盛り上がりました。このようなかで、1922年（大正11年）3月3日、全国水平社が結成されました。同情融和ではなく、自ら立ち上がることでしか部落差別はなくなれないということが高らかに打ち出されました。この大会に西郡の人々も加わり、同じ年の12月1日に長崎駒蔵・亀井新之助・大岡甚三郎など有志160人の人々によって「西郡水平社」が結成されました。1923年（大正12年）2月26日、800余人の参加のもとに、西郡水平社創立総会が開かれました。そして、悲惨な状況を打ち破り、差別を撤廃するためにさまざまな取り組みが行われました。

3 第二次世界大戦後

第二次世界大戦後は、どここの部落でも悲惨な生活状態でした。1946年（昭和21年）、西郡地区で天然痘が集団発生し、患者は千人以上にのぼりました。住民のほとんどは種痘を受けておらず、部落差別の結果、環境もひどく、劣悪な衛生状態の中で200余人が亡くなりました。死亡者の90%は抵抗力のない幼い子どもでした。地区の人たちによってこのような衛生環境の改善に向けての取り組みがなされ、1951年（昭和26年）に西郡平和（幸生）診療所が建設されました。

1948年（昭和23年）4月1日、西郡村は、八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村と合併し「八尾市」となりました。

戦後、地区の人たちの生活を支えたのは鼻緒産業でした。1947年（昭和22年）に鼻緒産業の景気が回復し、一時は全国生産の4割を占めるといわれていましたが、1950年（昭和25年）の綿糸暴落とその後の靴需要増加におされて徐々に衰退し、1953年（昭和28年）に急速につぶれ、地区の生活状況は悪化しました。大阪で同和対策事業が本格化したのは、



1951 年（昭和 26 年）に大阪府同和事業促進協議会が発足してからですが、西郡地区にはほとんど手がつけられませんでした。そのような中で、1959 年（昭和 34 年）部落解放同盟西郡支部が結成され、就労安定化のための「自動車運転免許講習会」開設の要求など、生活、医療、教育での闘いが始められました。

八尾市における同和行政が発展するきっかけになったのは、西郡差別暴力事件でした。1960 年（昭和 35 年）9 月、八尾市内（旧近鉄八尾駅付近）において暴力団員による西郡の青年に対する暴力・差別言辞事件を契機として、西郡の人たちは、全国の部落解放運動の支援を受けて差別・暴力と徹底した闘いを展開しました。

その取り組みの中で、地域の劣悪な生活環境が改善されずに放置されていることが差別意識を助長していることを明らかにし、部落の完全解放のため環境改善や教育、就労などに対する行政の積極的な取り組みを求める要求が出され、八尾市は同和対策事業の必要性を認めました。

1961 年（昭和 36 年）8 月、八尾市は独自で同和対策事業の円滑な実施を図るために、全国に先駆けて「八尾市同和地区改善協議会」を設置し、環境改善事業を進める事になりました。同和対策事業が本格化し、同和事業の推進が、市政運営方針の五大重点政策になるなど、八尾市の同和対策事業が進みはじめました。その中で、「部落解放のための拠点」として「桂隣保館」が 1963 年（昭和 38 年）1 月に開設されました。環境改善のなかで要求が出されていた改良住宅は、この年に 1 棟～3 棟が完成しました。桂隣保館は地区の福祉施設として、地区及び近隣住民の生活指導、教養及び福祉厚生に関する諸事業を行いました。1966 年（昭和 41 年）には子どもたちの福祉の向上と健全な育成を目的として、桂児童館が併設されました。

4 同和対策事業特別措置法の時代

1969 年（昭和 44 年）7 月に「同和対策事業特別措置法」が公布され、同和対策事業の本格実施を迎えることになりました。西郡地区においては、1970 年（昭和 45 年）4 月の「八尾市同和対策審議会」の最終答申に基づいて「同和地区長期総合計画」が策定され、道路の

拡幅と整備、下水排水路整備、改良住宅と公営住宅の建設、公園の整備など、地域の環境改善と整備が進められ、1994 年（平成 6 年）までに 42 棟の改良・公営住宅と 9 棟の店舗付住宅が建設されました。

地区の教育施設の整備は、1948 年（昭和 23 年）に開設されていた西郡保育所に加え、1971 年（昭和 46 年）に桂保育所、1974 年（昭和



49 年) に高砂保育所、1975 年(昭和 50 年) に幸保育所が開設され、1972 年(昭和 47 年) 桂中学校の竣工、1975 年に桂青少年会館の開館と順次進められ、1983 年(昭和 58 年) には、地区のすぐ近くに府立八尾北高校が建設されました。

低学力の克服と高校進学率の低さは、地区の教育の大きな課題でした。1962 年(昭和 37 年) に、地区の高校生に同和育英費が出るようになり、高校進学率は 1975 年(昭和 50 年) に 70% 台になりました。桂青少年会館の建設を直近に控えた 1974 年(昭和 49 年) に、「第 1 回西郡の教育を考える対話集会」が開催されました。地域全体で子どもの教育を考えようというこの取り組みは、保護者、地域、教育関係者の努力によって続けられ、2014 年(平成 26 年) には第 51 回を数えるまでになりました。桂中学校、桂小学校への教員の加配、地域学習会、保護者を含めた地区全体の教育改革への取り組み、北山本小学校や八尾北高校を含めた保・幼・小・中・高の教育連携の中で、高校進学率は 1990 年代の後半には 90% を超えるようになりました。

部落差別解決のための基本的な課題となる安定就労への取り組みは、1962 年(昭和 37 年) に始められた技能習得事業(自動車普通免許、後に大型も)を始めとして、就職支度金の支給、職業転換準備資金の貸付、府立高等職業技術専門校生への補助、作業場の整備などが進められ、生活の安定化に大きく寄与しました。また、仕事と生活に関わって「字を習いたい」という願いにこたえて、桂隣保館の事業でも識字学級が開講されていました。地区の小学校長が指導者となり「文字のなりたち」「憲法」など、自主教材を使ったさまざまな学習が展開されました。このような識字への取り組みは、関係者の熱意と共に、現在の西郡識字教室へも、脈々と受け継がれています。

1973 年(昭和 48 年) 4 月、桂隣保館は「桂解放会館」と改称され、地区住民の解放意識を高め、住民の諸要求を正しく掘り起こすとともに、これを行政施策の上に反映させ、的確で有効な部落の完全解放をめざした行政を推進してゆくための実践と総合調整の場となりました。

10 年間の時限立法として 1969 年(昭和 44 年) に制定された「同和対策事業特別措置法」は、期限内に事業が完了しないことが見込まれ、引き続いて特別措置を行う必要が出てきたため、1982 年(昭和 57 年) 3 月末日まで延長されました。その後、新たな法律を制定し施策を継続していくこととなり、1982 年(昭和 57 年) 4 月に「地域改善対策特別措置法」が 5 年間の時限立法として制定されました。

その後、1987 年(昭和 62 年) には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地対財特法」という。)」が制定・施行されました。「地対財特法」は 1992 年(平成 4 年) に 5 年間延長された後、「一般対策」への円滑な移行を前提に、住宅地区改良事業や道路事業などの物的事業や高等学校等進学奨励費補助事業など、15 の「特別対策」について、経過措置として 2001 年(平成 13 年) 度末まで 5 年間延長されました。

5 法期限を迎えて（特別措置から一般施策へ）

「地対財特法」は、2002年（平成14年）3月末をもって失効することとなり、特別対策による「同和対策事業」は終わりを告げました。特別措置による同和事業の終了を目前にして、大阪府では2000年（平成12年）に府下の同和地区の生活実態調査と府民の意識調査が行われました。その結果を基に、大阪府同和対策審議会は、「かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善された」ものの、「進学率、中退問題などの教育の課題、失業率の高さ、不安定就労などの労働の課題等が残されているとともに、府民の差別意識の解消が十分に進んでおらず、部落差別事象も跡を絶たない状況である」と2001年（平成13年）9月に答申を出しました。八尾市においても2001年（平成13年）に「平成14年度以降の同和行政のあり方についての意見具申」が八尾市同和対策協議会から市長に出されました。「意見具申」では、今後の同和問題の解決に向けた取り組みを「一般施策を有効かつ適切に活用することを基本」とするとし、「特別措置としての同和対策事業は終了すべきである」と提起されました。そして、「同和問題解決のための基本目標」として、①同和地区出身者の自立と自己実現を支援するための当事者の立場に立った相談活動を含めた諸条件の整備、②市民の人権意識の高揚を図るための諸条件の整備、③同和地区内外の住民の交流を促進するため、地区内施設活用等の諸条件の整備が掲げられました。

この間、保育所入所祝金や小・中進級支度金などの個人給付事業は、徐々に廃止されてきましたが、2002年（平成14年）3月末をもって同和修学奨励費（いわゆる解放奨学金）の新たな支給が停止になり全廃されました。また、税や保育料の軽減措置も一般対策へ移され、地区の市営住宅についても1998年（平成10年）4月より公営住宅法の適用がなされ、市営住宅使用料を応益応納方式で納めることになりました。

2002年（平成14年）4月、桂解放会館は「桂人権ふれあいセンター」に改められ、「同和問題の解決の拠点」施設から「周辺地域を含めた、地域住民の福祉の向上と人権啓発の推進、市民交流を促進し、生涯学習を推進する」施設となり、これで桂青少年会館、桂老人福祉センターとならんで地区内のすべての施設の一般利用が可能になりました。その後、2008年（平成20年）4月には、「桂人権コミュニティセンター」と現在の名称になりました。

これまで同和事業の窓口の役割を果たしていた「八尾市同和事業促進西郡地区協議会」は、2002年（平成14年）4月、「八尾市人権西郡地域協議会」と改称され、「自立と自己実現の応援」、「人権意識を高めるための学習活動」、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」を主な課題として桂中学校区を対象に活動する組織となりました。

「地対財特法」の失効後、一般施策を有効かつ適切に活用することによって、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題や地域課題の解決に向けた取り組みが進められました。

2003年（平成15年）11月には、市営住宅の建て替え・改善事業を中心に、地区内のまちづくりを考える場として、「西郡住宅まちづくり協議会」が設立され、地域課題の解決および円滑な市営住宅の機能更新に向けた『まちづくり構想』づくりや、ひと・まち・住まいをつなげる活動などが推進されました。これらの取り組みによって、9号館及び10・11号

館の改善事業、30号館のエレベーター設置、コーポラティブ住宅建設、1～5号館建て替え事業（43号館建設）など、「住み続けたい」まちづくりの実現に向け、地域を活性化させる取り組みが行われてきました。

2009年（平成21年）には、高齢者や独居者への見守り支援、「買い物支援」、「出会い・外出のきっかけづくり」を主たる目的として、地域の団体が中心となって「ふれあい朝市」の開催が始まりました。

2010年（平成22年）度には、八尾市が推進している、地域住民・組織などで構成される校区まちづくり協議会（設立準備会）が設立され、地域福祉や防災防犯に関する取り組みなどのまちづくり活動が推進されました。

2013年（平成25年）11月には、設立準備会から西郡まちづくり協議会へと移行され、5つのまちづくりの目標を掲げた「わがまち推進計画」が策定されました。2013年（平成25年）12月からは、西郡まちづくり協議会が「ふれあい朝市」を主催するなど、地域課題の解決に向けた活動を進めてきました。

桂老人福祉センターでは、2011年（平成23年）から指定管理者による運営となり、高齢者の憩いの場となるよう、さまざまな事業に取り組んでいます。



6 新たなまちづくりをめざして

2015年（平成27年）4月、大阪府内で差別文書が大量にまかれました。西郡の公営住宅にも200枚以上が投函されました。こうした事件が起こった翌年の2016年（平成28年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同年、西郡まちづくり協議会では新たなわがまち推進計画が策定され、まちづくりシンポジウムやまちづくり新年会などを通し、高齢者の移動支援として「あいらぶ自動車」が運行されるなど、地域のひとの声をまちづくりに繋げる取り組みが継続されました。店舗付き住宅では、地域の子育てを応援する場として、つどいの広場「はなおCHAN」が開設されました。また協議会を一本化していく流れの中、2016年（平成28年）には「西郡住宅まちづくり協議会」、2021年（令和3年）には「八尾市人権かつら地域協議会」が解散し、その機能と経験は「西郡まちづくり協議会」へ継承されました。

近畿大学と八尾市との連携協定のもと、2016年（平成28年）5月には市営住宅旧7号館を活用し、



（はなはなマーケット）

近畿大学建築学部による「サテライト研究室（愛称：さんぽぼ）」が開設され、地域の活性化を目指す取り組みが始まりました。

2017年（平成29年）には、「第1回西郡はなはなマーケット」が幸第2公園で開催され、第3回を迎えた2019年（令和元年）には、2,300人を超える人が地域内外から集まりました。このように地域内でさまざまな取り組みがなされる中、2020年（令和2年）に新型コロナウイルス感染症が日本を含め世界中で蔓延し始めました。緊急事態宣言が発令され、人との接触を避けるため、地域の中でもほとんどの地域活動が自粛、中止を余儀なくされました。2023年（令和5年）になり、ようやく感染症が落ち着きを取り戻し始め、少しずつ地域活動が再開され始めています。

地域の風景も少しずつ変わり始めました。2016年（平成28年）には桂中学校、2021年（令和3年）には桂小学校の新校舎が竣工し、その他、市営住宅や桂人権コミュニティセンターの耐震工事が行われました。



（桂中学校）



（桂小学校）

また2021年（令和3年）には西郡住宅を含めた「八尾市市営住宅機能更新事業計画」（八尾市営住宅長寿命化計画）の見直しなどが行われ、2023年（令和5年）6月には人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館の老朽化に伴い、施設の更新整備の在り方を示した「八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想」が策定され、新たな西郡のまちづくりが動き始めています。

2014年（平成26年）3月に「八尾市災害時要配慮者支援プラン」が策定され、災害対策基本法の改正に基づき、避難行動要支援者名簿が作成されました。また、社会福祉法の改正に基づき、2021年（令和3年）4月に「重層的支援体制整備事業」が創設され、2023年（令和5年）に八尾市でも重層的支援体制整備事業が開始されました。こうした動きの中、西郡のまちでも新たな相談体制を構築し始めています。

西郡まちづくり協議会からは2023年から2028年までのわがまち推進計画が策定され、具体的なチャレンジをめざす“まちづくりビジョンMAP”が公表されました。

様々な動きや計画が進む中、西郡全体が新たなまちづくりをめざして着実に歩んでいます。

桂小学校学区がまち推進計画 2023~2028 まちづくりビジョンMAP

前ビジョンから8年が経過しましたが、地域住民の単身高齢化と子どもや若者の減少に歯止めがかけない深刻な状態で、防災コミュニティづくりの面からも喫緊に対応が必要で、かつ将来の地域の担い手である子育てや若者世帯対策が待たなしの事態です。そこで本ビジョンでは、コロナ禍による社会変革を受けとめつつ、地域資源が多いというまちの特性を活かし、現住民と新世代・世帯へのメッセージを意識しました。訪れる人や関わる人をもっと増やし、具体的なチャレンジを実行するまちづくりを目指します。

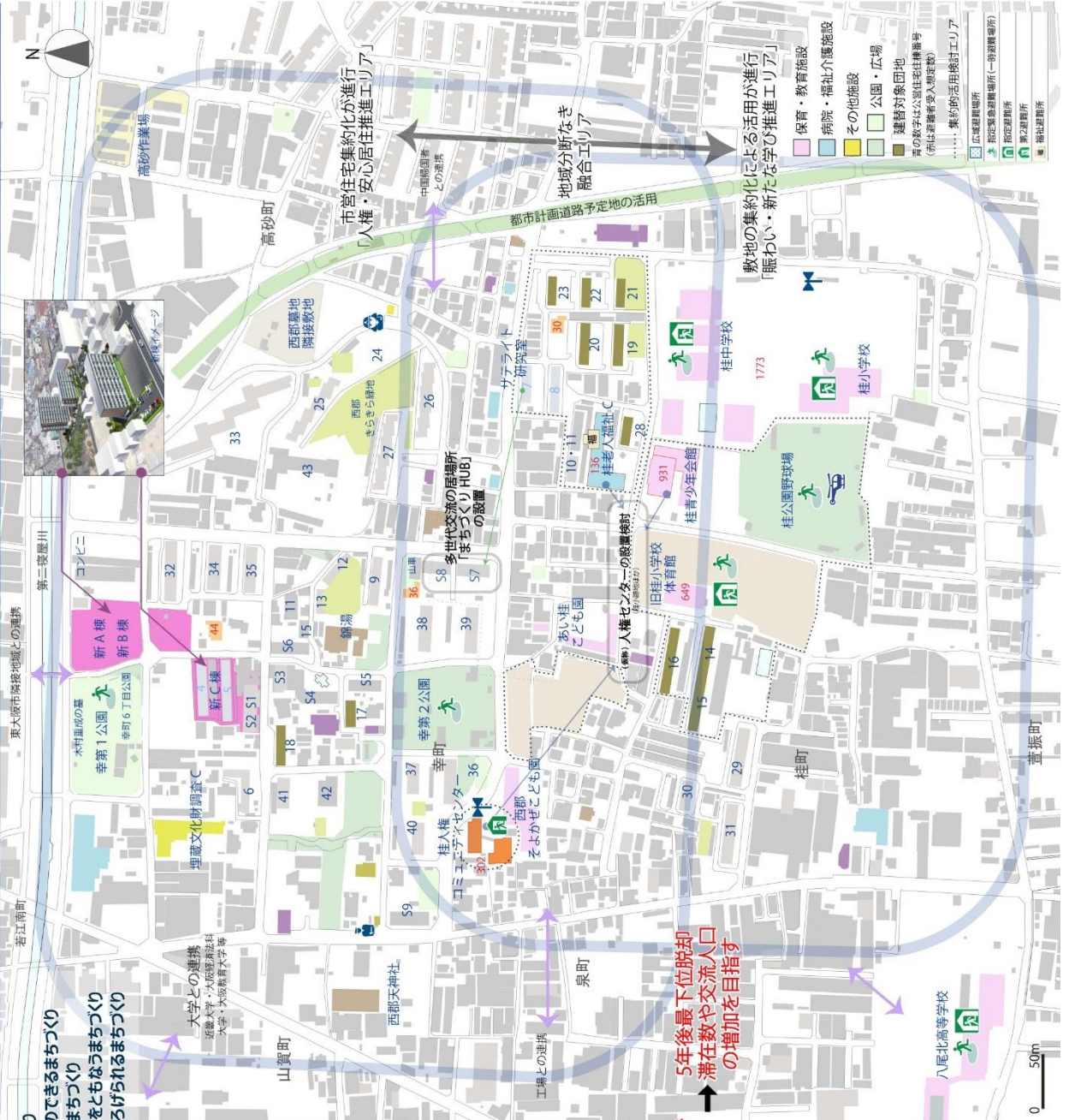
ビジョンの詳細は、<http://bit.ly/3J2S7C2>（上記QRコードからダウンロードできます）。

- 目標1 人権が尊重され、多様さを受け止める「おたがいさま」のまちづくり
- 目標2 安全で安心して暮らし、元気に孤立せずに住み続けられることのできるまちづくり
- 目標3 子育て・若者世帯が訪れたい・暮らしたいと感じる次世代を育むまちづくり
- 目標4 コロナ禍後の新たな社会を意識し、いろんな「居場所」で“実感”をもとまなまちづくり
- 目標5 先行する社会課題解決に向けた実践を通して、ほかの地域にひろげられるまちづくり

- テーマ1 住宅確保要配慮者の集住に対応した安心見守りコミュニティづくりの推進
(防災まちづくりの拠点から)
市営住宅に単身高齢者などの要配慮者が集住しており、災害時の避難や支援に深刻な課題があります。実際に災害をシミュレーションして現状共有し、対応可能な体制で「安心見守りコミュニティ」がある防災まちづくりを推進します。
- テーマ2 子どもの可能性を広げる機会や出会いを作り、子育て・若者世帯が訪れたい暮らしに感じられるまちづくりの推進
(次世代担い手の取組み)
子どもや子育て、若者世帯の流出がとまりません。しかしまちには多様な地域資源(施設)がまわります。これを活用し、まちは訪れやすいまち、交流や関係をつくる(施設)を敷きます。また、桂小中学校と大学や企業との連携を図り、さまざまな新しい学びの機会や可能性が広がるような、特長的で魅力的なテーマを発信し、次世代の担い手をつくりを意識したまちづくりを展開します。
- テーマ3 行き来しやすいまちづくりの推進
(多様な移動・交流手段の確立)
買物や移動不便地域の環境は変わっていませんが、今後は地域が運営している「あいあい自動車」をベースに行政による事業を効率的に連携させます。またSNSやDXを活用したあらたな交流システムも検討します。
- テーマ4 地域・行政・大学・企業との連携強化
(テーマを具体化するプラットフォームの設置)
本ビジョンを実現するために、地域と行政・大学や企業との協働が不可欠なため活動や事業の連携、協議の場づくりを検討します。とくに地域の諸施設を効率的に連携させる観点として世界発信可能な(仮称)人権センター(施設)の設置を提案します。

新家町					R.4	
世帯・人口	児童数	生徒数	14歳以下	65歳以上	高齢化率	出生率
合計	75	127	192	1185	40.2	
市営住宅	管理戸数	空部屋	単身世帯	空き家率	単身率	
合計	1205	358	484	29.7	57.1	

八尾市市営住宅確保要配慮者計画		1グループ	2グループ	3グループ
集約型団地 【八尾市市営住宅確保要配慮者計画】 ※第1グループの6, 12, 53 号棟については戸の 住居移転を要していることから、住居移転後、用 途転換とする	八尾市市営住宅確保要配慮者計画 R3.3	6, 12, 53 号棟 【1~5 号棟(集約型団地)】 17, 8, 13, 51, 52 号棟 (用途転換済)	14~16 号棟 17, 18 号棟	19~23, 28 号棟
高齢者改善 + 住戸改修の + 長寿化型 改修	29 号棟 【1~5 号棟(集約型団地)】 30~32 号棟 36~42 号棟 住戸改修の + 長寿化型改修 住戸改修の + 長寿化型改修	34 号棟, 35 号棟		
長期活用リスク	建替・集約型 団地改修 住戸改修の + 長寿化型改修 住戸改修の + 長寿化型改修 住戸改修の + 長寿化型改修 住戸改修の + 長寿化型改修	集約型団地 団地改修 住戸改修の + 長寿化型改修 住戸改修の + 長寿化型改修 住戸改修の + 長寿化型改修	長期中に事業着手 長期中に事業着手 長期中に事業着手 長期中に事業着手	当面は維持管理 当面は維持管理 当面は維持管理 当面は維持管理



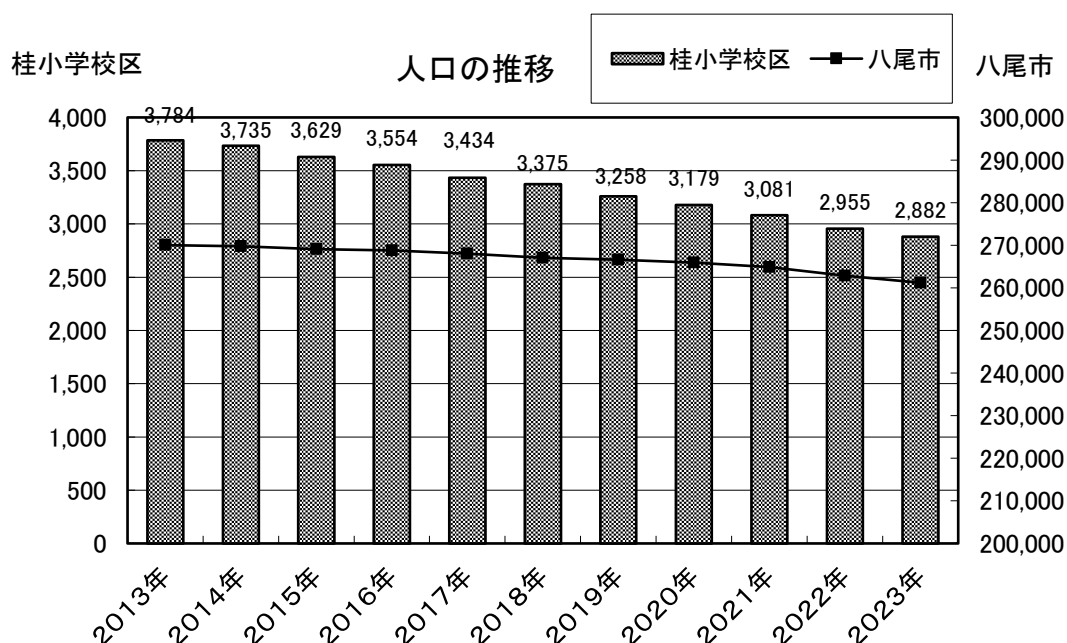
第2章 地域はいま

1 地域概況

人口減少がより顕著に

地区の概況を、桂小学校区のデータを中心に見ていきます。

桂小学校区は、八尾市の北端に位置し、北は第二寝屋川をはさみ東大阪市と接しています。面積 125.2ha、世帯数 1,923 世帯、人口 2,882 人で、市内 28 小学校区のうち、面積で 8 番目、世帯数と人口規模では、どちらも最小となっています。【2023 年（令和 5 年）3 月末現在】



校区内の人口推移を見ると、2003 年（平成 15 年）3 月末は 4,668 人、2013 年（平成 25 年）3 月末では 3,784 人、2023 年（令和 5 年）3 月末では、2,882 人となり、この 20 年間の減少率は 38.3%、直近 10 年間では 23.8%の減少でした。同時期の八尾市全域人口は、274,985 人、270,029 人、261,197 人となっており、この 20 年間の減少率は 5.0%、直近 10 年間では 3.3%の減少でした。桂小学校区の人口減少率は八尾市全域に比べて約 7～8 倍であり、人口減少が突出している小学校区であることが分かります。

深刻な少子高齢化

65 歳以上の高齢者人口は、2003 年（平成 15 年）3 月末は 1,046 人、2013 年（平成 25 年）3 月末は 1,280 人でしたが、2023 年（令和 5 年）3 月末では、1,156 人となっています。高齢化率も 22.4%から 33.8%、2023 年（令和 5 年）3 月末では 40.1%と、この 20 年

間で 17.7 ポイント増加しており、市内 28 小学校区で最も高くなっています。高齢者の内訳は、男性 457 人、女性 699 人で、女性が 60.0%を占めています。

一方、14 歳以下の年少人口は、2003 年（平成 15 年）度末では 528 人、人口比 11.3%、2013 年（平成 25 年）度末には 339 人、8.96%となり、2023 年（令和 5 年）3 月末には 173 人、6.0%まで減少しており、2013 年（平成 25 年）3 月末では市内平均 13.5%を 4.6 ポイント下回っていたものが、2023 年（令和 5 年）3 月末では市内平均 12.0%を 6.0 ポイント下回っており、校区内の年少人口減少がより顕著となっています。

2 地域内の公共施設など

地理・交通関連

最寄りの鉄道駅は、近鉄八尾駅・近鉄若江岩田駅ですが、徒歩では約 30 分かかります。地域内には近鉄バスの路線バス（萱島～近鉄八尾駅前、高砂住宅～近鉄八尾駅前、高砂住宅～山本駅前）が運行されており、1 時間に 1～4 本程度運行されています。

地域内にはスーパーや総合病院がないため、近鉄八尾駅周辺まで出ていく方が多いようです。

2021 年（令和 3 年）9 月に「八尾市地域公共交通計画」が策定され、西郡地域の多くの部分が交通不便地とされています。交通不便地における新たな交通手段の確保に向けさまざまな取り組みが進められており、2023 年（令和 5 年）2 月 1 日から 6 つの地域で「八尾市乗合タクシー」の実証運行が開始されています。西郡地域においても実施に向け協議が進められています。



乳幼児・児童・教育関連

かつて地域内には、西郡・桂・幸・高砂の 4 つの公立保育所がありました。国において 2015 年（平成 27 年）4 月から「子ども・子育て支援新制度」がはじまり「認定こども園」への移行が進められる中、八尾市においても公立幼稚園・保育所の再編が進められ、現在、地域内の小学校就学前こどもの教育・保育の場は、市立西郡そよかぜこども園（地域子育て支援センター併設・旧西郡保育所）と私立あい桂こども園（旧桂保育所）の 2 カ所の認定こども園となっています。桂小学校では、地域の伝統行事「春駒」や地域の暮らしを支えた「はな緒づくり」を学ぶなど、自分たちのまちの歴史・なりたちについて考える時間を作っています。2005 年（平成 17 年）度に全学年単学級となり、2010 年（平成 22 年）に「八尾市立小・中学校の学校規模等について」の答申が出され、桂小学校は小規模校に位置づけられました。2022 年（令和 4 年）度の在籍児童数は 75 人と、市



（桂青少年会館活動風景）

内 28 校中最少となっており、答申に示された小規模校に対する方策についての検討が進められ、2023 年（令和 5 年）に、一定の要件のもと学校を選択できる「小規模特認校制度」の導入が開始され、桂小学校の他 3 校が「小規模特認校」に指定されました。

桂青少年会館は、放課後や夏・冬・春の長期休校期間における児童の遊び場、学習場所として重要な役割を果たしつつ、青少年の居場所づくりにも取り組み、校区外からの利用者也増加傾向にあります。このほか、基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の健全育成や、子育てを支援するための講座なども行っています。

福祉・医療関連

高齢者関連の施設では、桂老人福祉センター、各種老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高砂ふれあい農園など、ニーズや生活に沿ったさまざまな施設が設置されています。

桂老人福祉センターでは、高齢者の各種相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上、レクリエーションなど、高齢者が趣味や生きがいをもって楽しく過ごしていただけるように設置された施設です。健康や趣味に関する講座や、文化祭・カラオケ大会・社会見学などの行事が行われています。

障がい者関連施設としては、障がい児通所支援事業所、就労継続支援事業所があり、地区福祉委員会が行うボランティア活動などにも参画し、地域に見守られながら、ともにまちづくりに励んでいます。



（桂老人福祉センター）

医療関連施設では、診療所が 2 か所ありますが、校区内には、歯科、眼科、耳鼻科や総合病院はありません。そのため、近鉄八尾駅周辺まで行く方が多いようです。

西郡出張所は、桂人権コミュニティセンターに併設されており、市税など公金の収納、戸籍、住民基本台帳、印鑑に関することなどの事務を行ってきましたが、2014 年（平成 26 年）4 月から、出張所での公金収納が廃止されました。2017 年（平成 29 年）10 月からは証明書発行・届出業務が廃止され、地域拠点施設としてさまざまな相談事業や地域活動支援のあり方について検討されました。その後、2020 年（令和 2 年）2 月 20 日から証明書発行業務・届出業務が再開されています。

3 住宅の状況

「住宅ストック総合活用計画」～「西郡住宅機能更新事業計画」の策定

市営住宅の建設は、1961 年（昭和 36 年）から始まり、1994 年（平成 6 年）にかけて進められ、改良住宅が 37 棟（うち店舗付き住宅 9 棟）、公営住宅 14 棟が建てられました。その後、老朽化に伴う用途廃止・建替えが行われ、2024 年（令和 6 年）3 月現在、改良住

宅が 28 棟（うち店舗付き住宅 7 棟）、公営住宅 14 棟、総戸数は 1,250 戸となっています。

1995 年（平成 7 年）の国勢調査資料では、校区内の住宅のうち、公営・公団・公社の借家率 58.4%に対し、持ち家率 17.1%、2010 年（平成 22 年）の調査では、公営・都市再生機構・公社の借家率 51.6%に対し、持ち家率 20.8%、2020 年（令和 2 年）の調査では、公営・都市再生機構・公社の借家率 48.7%に対し、持ち家率 17.7%となっています。

2020 年（令和 2 年）の調査をもとに、桂小学校区と八尾市全域との数値を比較すると、桂小学校区の公営・都市再生機構・公社の借家率 48.7%に対し、八尾市全域では 4.6%であり、桂小学校区の公営・都市再生機構・公社の借家率は八尾市全域の約 10 倍となっています。持ち家率は桂小学校区 17.7%に対し八尾市全域の持ち家率は 64.8%となっており、桂小学校区の持ち家率は八尾市全域の 27.3%（約 1/3～1/4）となっています。

八尾市では、2001 年（平成 13 年）3 月に「八尾市住宅マスタープラン」を策定し、公共賃貸住宅の整備における市営住宅ストック総合活用計画の策定や市営住宅の機能更新が、重点施策として位置づけられました。ここでは、地域特性に対応した施設整備や周辺住環境整備との一本化、多様な世代の階層が多様な暮らしができるよう、さまざまな事業主体による住宅の供給などに対応するため、多様な公共賃貸住宅における適切な役割分担と連携を図るとともに、住民の要望に沿った多様な住宅供給を推進するなど関係機関の一層の連携と強化を図ることが方向性として示されました。

これらを踏まえ、2003 年（平成 15 年）3 月に「八尾市営住宅ストック総合活用計画」が策定され、①居住水準の向上、②安全安心な住まいづくり、③子育て世代、高齢者・障がい者などが住みやすい住まいづくり、④土地の有効活用、⑤環境に配慮した住まいづくりを基本目標とし、建て替えや改善事業のスケジュール化を図っていくこととなりました。そして同年 11 月には、西郡住宅まちづくり協議会が設立され、住民との意見交換や市との議論が積み重ねられました。その結果、2005 年（平成 17 年）3 月「八尾市営西郡住宅機能更新事業計画」が策定され、建替・改善などの事業が展開されてきました。

その後、超高齢化社会の到来や住まいの安全・安心への意識の高揚、コミュニティの衰退、価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、2006 年（平成 18 年）には、豊かな住生活の実現を目的とした「住生活基本法」が制定され、2007 年（平成 19 年）には、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律」（いわゆる「住宅セーフティネット法」）が施行されました。これに基づき、八尾市では、2010 年（平成 22 年）2 月に「今後の市営住宅整備及び管理に関するあり方について（基本方針）」を策定しました。

こうした状況を踏まえ、2010 年（平成 22 年）3 月に、「八尾市営住宅機能更新事業計画（八尾市営住宅長寿命化計画）」が策定されました。ここでは、2020 年（令和 2 年）度までを計画期間とした市営住宅ストックの効率的な整備・管理の推進、また、住宅確保要配慮者の居住安定確保や地域の住環境確保の方針が示され、現在は 2021 年（令和 3 年）4 月から 2030 年（令和 13 年）3 月までを計画期間とした「八尾市営住宅機能更新事業計画（八尾市営住宅長寿命化計画）」が策定されており、西郡住宅の機能更新事業計画の基本目標と

して、①機能更新事業の早期推進、②高齢者等に配慮した円滑な事業手法の確立、③入居者が安心して暮らせる環境の確保、④集会所・駐車場の活用、⑤空き店舗の活用、⑥多様な世代にとって定住魅力のある住宅・地域づくりが掲げられています。

これらの計画に基づき、1～5号館建替（43号館建設）事業、9号館及び10・11号館の改善事業、第1集会所解体後の駐車場整備事業、第3、4集会所整備事業、30号館エレベーター設置事業などさまざまな事業が実施されており、現在は2021年（令和3年）3月に策

定された「八尾市営西郡住宅（14号館～18号館）建替基本計画」に基づき、2022年（令和4年）度よりPFI手法を用いた14号館から23号館及び28号館の入居者を対象とした建替事業が進められています。



（43号館）

4 地域活動の紹介

地域の活性化に向けて

西郡地区福祉委員会は、1965年（昭和40年）に設立され、現在12団体で構成されています。総務部会、環境部会、高齢福祉部会、健康促進部会、人権啓発部会の5部会制を敷き、ふれあい給食会やふれあい喫茶（平成29年より開始）・買い物支援・地域一斉清掃、市民スポーツ祭や人権研修の開催などの活動をしています。

八尾市民生委員児童委員協議会西郡地区委員会は、1948年（昭和23年）の八尾市の市制施行と同時に発足し、現在17名をもって構成されており、一人暮らし高齢者の友愛訪問などの活動を行っています。また、高齢者の健康・福祉・介護など、さまざまな面から総合的に支えるために高齢者あんしんセンターとして、2017年（平成29年）からスローライフ北が地域内の店舗付住宅に拠点を置いています。



（地域一斉清掃）

2013年（平成25年）には八尾市との協働のもとに地域住民が一体となって地域の課題解決に取り組むことを目的に、西郡まちづくり協議会が新たに設立されました。西郡まちづくり協議会では、「わがまち推進計画」が策定され、差別を許さないまちや共に助け合う「おたがいさま」のまち、子どもが健やかに育つまちなど、まちづくりの目標が立てられ、「ふれあい朝市」や「西郡盆踊り大会」、「ま

ちづくりシンポジウム」などさまざまな取り組みが行われています。2017 年（平成 29 年）からは高齢者の移動支援として「あいらぶ自動車」も始まりました。

地域の相談体制として、桂人権コミュニティセンターに 2002 年（平成 14 年）に桂地域就労支援センターが開設、2018 年（平成 30 年）から福祉生活相談支援員が常駐されています。桂人権コミュニティセンターの生活相談などを含め、地域内外の相談の拠点として機能しています。

桂中学校区内の教育に関係する団体・組織で構成されている桂中学校区地域教育協議会は、あいさつ運動・祭礼パトロール・親子プール・ふれあいフェスティバルなどの行事を通じて、子育てを家庭だけでなく、地域と共に行うことができる環境づくりを行っています。また、「子育て語ろう会」や「総括集会」などを開催し、講師を招いての講演会やワークショップといった子育てについて学ぶ場づくりにも力を入れています。



（ふれあいフェスティバル）

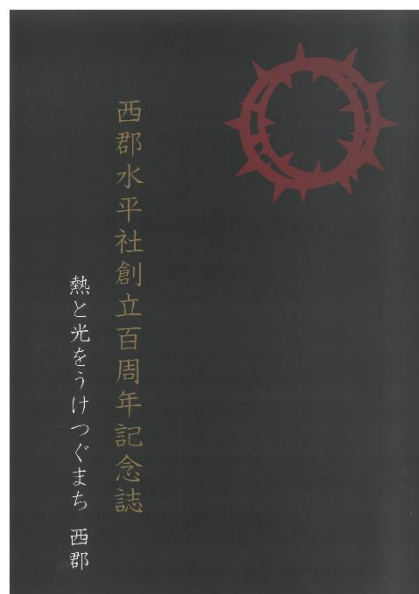
近畿大学と八尾市との連携協定のもと、2016 年（平成 28 年）5 月には市営住宅旧 7 号館を活用し、近畿大学建築学部学生の「サテライト研究室」が開設され、子どもの居場所事業での活用や学生と地域との交流の場として活用されました。現在は市営住宅を活用した学生入居の取り組みも行われ、地域で学生が活躍する日が徐々に増えてきました。

2003 年（平成 15 年）9 月に発足した西郡部落史研究会では、未解明部分の多かった西郡地域の歴史を解き明かすため、地域住民などによる研究会活動が行われ、その成果は 2011 年（平成 23 年）3 月発行の「河内国若江郡西郡村の歴史」（森田康夫著）に著されました。

また 2004 年（平成 16 年）結成された春駒保存会では、節分の日や地域の行事に派手な衣装を着て、「♪厄払いましょう お家見かけて乗り込む駒は・・・♪」と歌いながら練り歩く、西郡の文化である「春駒」を伝承する取り組みを現在も継続されています。

2020 年（令和 2 年）から新型コロナウイルス感染症による感染症対策のための活動自粛が続き、各地域活動が制限されました。中止を余儀なくされた活動もありましたが、地域活動を途絶えさせないため工夫を凝らし、活動を継続させたものもありました。2023 年（令和 5 年）になり、徐々に通常の地域活動が再開され始めています。

地域の部落解放運動の拠点としての活動を続けてい



る部落解放同盟大阪府連合会西郡支部は、「あらゆる差別の撤廃」と「人権被害者の救済」を基本として、人権行政について八尾市との協議を行なうほか、人権のまちづくりの推進に取り組んでおられます。2022 年（令和 4 年）12 月には、全国水平社設立と同じ年に結成された西郡水平社の結成 100 周年記念式典が開催され、西郡水平社創立 100 周年記念誌が発行されました。

続発する差別事件

2003 年（平成 15 年）度に発生した 12 件の差別落書き事件を契機とし、地域の中学生、高校生をはじめとする、若者の手による第 1 回反差別集会が同年 8 月に開催されました。差別落書き事件を自分たちの問題として捉えようと、パネルディスカッションや歌で反差別をアピールするなど、若い力が差別をなくすために行動を起こしたものです。2023 年（令和 5 年）12 月には、第 20 回目となる反差別集会が桂中学校講堂で開催され、市内外 13 の中学校がこの取り組みに参加しました。

2015 年（平成 27 年）4 月、大阪府内で差別文書が大量にまかれました。西郡の公営住宅にも 200 枚以上、安中の公営住宅でも 100 枚以上が投函されました。さらに 2022 年（令和 4 年）には、安中の公営住宅の集合ポストに差別落書きが発生しました。

その他にも市役所窓口への差別問い合わせや SNS・インターネットの動画投稿サイトでも差別投稿が相次いでいます。



（市内で生じた部落差別落書きに対して桂中学校の生徒が作成した横断幕 2022 年）

第3章 桂人権コミュニティセンターの事業概要とこれから

1 センター事業の概要

八尾市立人権コミュニティセンター条例第2条には、センターの目的として「社会福祉法及び基本的人権尊重の精神に基づき、地域住民の福祉の向上を図るとともに、人権啓発の推進及び市民交流を促進し、さまざまな人権問題の速やかな解決に資することを目的とする」と明記されています。その目的を達成するため、センターの事業として、同条例第3条に

- (1) 相談等自立支援に関すること
- (2) 人権啓発及び人権に係る調査研究に関すること
- (3) 市民交流の促進及び自主活動の支援に関すること
- (4) 生涯学習の推進に関すること
- (5) その他市長が必要と認める事業

が掲げられています。

自立支援に向けた相談事業

隣保館として開館以来、人権、福祉、年金、就労、医療、保育、教育など、地域の人たちの生活全般にわたって相談の窓口を設け、関係機関・関係部課と連携し相談に応じてきました。2002年（平成14年）3月に特別措置法がすべて失効したことから、一般施策として対象を全市域に拡大し、生活の中で生じるさまざまな問題に関して相談事業（総合生活相談事業）や人権相談事業を行っています。相談内容によっては個別の「支援方策検討会」を開くなど、相談者の自立支援に向けた取り組みも行っています。

2018年（平成30年）からは、市営西郡住宅の見回りを夏・冬の年2回、関係機関と協力して実施し、住人の安否確認を行うとともに、困りごとを抱えた方の発見に努めています。さらに、2020年（令和2年）からは、高齢者や障がい者など、課題を抱えた世帯の孤立化防止を目的として、情報収集や見守り訪問を行っています。

また、市の取り組みとして、2002年（平成14年）から地域就労支援事業が、2018年（平成30年）から福祉生活相談支援事業が行われており、2023年（令和5年）度時点で、人権コミュニティセンターを含め市内5カ所に地域就労支援コーディネーターが、6カ所に福祉生活相談支援員が配置されており、必要に応じてセンターと連携して、住民の自立を支援しています。

健康相談については、2013年（平成25年）から保健師による「あなたのまちの健康相談」を月1回実施しています。また、2014年（平成26年）から2019年（令和元年）までは、センターに保健師が常駐、2020年（令和2年）からは、週1回程度の在席のほか、ふれあい朝市での健康ブースの出展やふれあい喫茶での健康相談、センター内の健康づくりコーナーでの情報発信など、地域での健康づくりの支援に取り組んでいます。

人権啓発

西郡まちづくり協議会等の地域内関係機関との協働で、地域情報誌「はな緒」を毎月発行し、人権に関する啓発記事や、地域情報、地域の方に役立つ市政情報などを掲載しています。配布については、桂小学校区内には地域の見守りを兼ねて関係機関（桂人権コミュニティセンター・桂青少年会館・桂老人福祉センター・桂中学校・桂小学校・西郡そよかぜこども園・あい桂こども園）で手分けして戸別にポスト投函しており、それ以外の桂中学校区の世帯には、自治振興委員会で回覧していただいています。また、市役所本庁、図書館への配架のほか、市のホームページにも掲載し、地域外の方にもご覧いただけるようにしています。

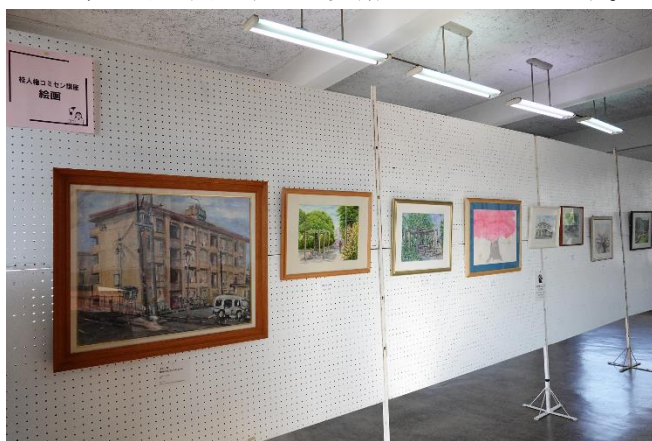


（新転任者職員等研修）

また、地域内施設への新転任職員をはじめ、主な関係機関の新転任職員等を対象として毎年研修を実施しています。この研修は、西郡地域の歴史や現状を知ること、西郡地域への理解を深めていただくとともに、人権意識の向上を図り、日常の業務に役立てていただくことを目的としています。

市民交流の促進・自主的活動の支援・生涯学習の推進

センターでは各種講座を開催し、市民交流や生涯学習の促進を図っています。講座については、隣保館設立当初から 1997 年（平成 9 年）の特別措置に関する法律の失効（経過措置対象事業以外）までは、地域内に限って募集していましたが、それ以降は市政だよりを通じて市内全域で募集するようになり、現在は地域内外を問わず広く受講いただいています。当センターの講座の特色としては、中国語・英語の語学講座やパソコン・スマホ関連の講座を多く開講しており、市民交流のみならず、就労支援や生活支援にも努めています。絵画やペン習字などの芸術系講座については、成果発表の場として、年度末に館内で芸術展を開催しており、これに向けて作品作りに意欲的に取り組まれています。



（芸術展）

センター主催講座の受講生が、講座終了後もサークルとして自主的に活動できるよう支援もしており、現在、編み物サークル、お茶サークル、中国語サークルが自主サークルとして活動しています。また、福祉活動や人

権活動を行う住民団体に対しては活動の場を提供するなど自主活動の支援を行っています。

2017 年（平成 29 年）から 2019 年（平成元年）には、買い物支援と地域内外の市民交流を主な目的として、「西郡はなはなマーケット」を開催しました。西郡まちづくり協議会と共同で実行委員会を立ち上げ、民生委員や地域の福祉施設、近隣の大学生にも協力いただき、地域ぐるみの取り組みとなりました。当日は地域内ボランティアの協力のもと、飲食や物販の出店のほか、体験コーナー、ステージ発表などさまざま催しを行い、地域内外から多くの方に参加いただきました。

その他の業務

多くの住民の方、に安全・安心に施設を利用していただくため、これまで、施設の機能更新や耐震補強を行ってきました。2015 年度（平成 27 年度）には、トイレなどのバリアフリー工事、空調設備改修工事、耐震補強工事を実施し、2019 年度（令和元年度）には補強コンクリートブロック塀改修工事を実施しました。

窓口関連業務としては、地域住民の利便性を図るため、市営住宅の使用料収納及び補修等の取次ぎ、生活保護の収入申告書等の取次ぎなどを行っています。

また、館内には西郡出張所が併設されており、戸籍や住民票の写しなどの発行、戸籍・住民異動届や印鑑登録、国民健康保険や国民年金の資格得喪など、身近な行政サービスを提供しています。

コロナ禍のセンター

2020 年（令和 2 年）に、世界各地で新型コロナウイルス感染症が拡大し、国内でも緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出の自粛を要請されるなどの影響で、センターにおいては、同年 4 月から 9 月までは全講座を休講としました。10 月からは一部を除き再開しましたが、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行された 2023 年（令和 5 年）5 月まで、アクリル板の設置や消毒の徹底などの感染対策を行いながらの実施となりました。この間も相談事業などは途切れることなく実施し、ワクチン接種の予約支援など、高齢者を中心とした市民のサポートを行いました。

2 人権コミュニティセンター(隣保事業等)に関連するさまざまな動き 災害時要配慮者支援関連として

2011 年（平成 23 年）に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割で、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。この教訓を踏まえ、実効性のある避難支援が行われるよう 2013 年（平成 25 年）6 月に災害対策基本法の一部が改正されたことを受け、2014 年（平成 26 年）3 月に「八尾市災害時要配慮者支援プラン」を策定しました。

そして、国による防災・減災対策の動向を踏まえ、災害時要配慮者の避難行動を促進する

こと、避難行動要支援の取り組みの実効性を高めることを目的として、前述のプラン全体を見直し、2022年（令和2年）3月に改めて「八尾市災害時要配慮者支援指針」を策定しました。また、災害時に自らで避難することが困難で特に支援を要する方を「避難行動要支援者」とし、対象となる方の名簿作成が市町村に義務付けられています、避難行動要支援者本人から同意を得られた方の名簿は、平常時から災害に備えて地域の避難支援関係者の同意のもと提供されることとなっていますが、これらの情報をもとに、どのような取り組みができるかが課題となっています。桂人権コミュニティセンターではこれらの資料を活用し、日々の見守りや孤立化防止につながるような取り組みを進めています。

人権に関する3つの法律（人権三法）の施行

2016年（平成28年）度に、さまざま差別の解消を目指して3つの法律が施行されました。これらの法律は、罰則について定めた規定はなく、社会問題などに対する国としての理念が示され、国や地方自治体などに問題解決に向けた取り組みを促すいわゆる理念法となっており、この3つの法律をまとめて「人権三法」と呼ばれています。

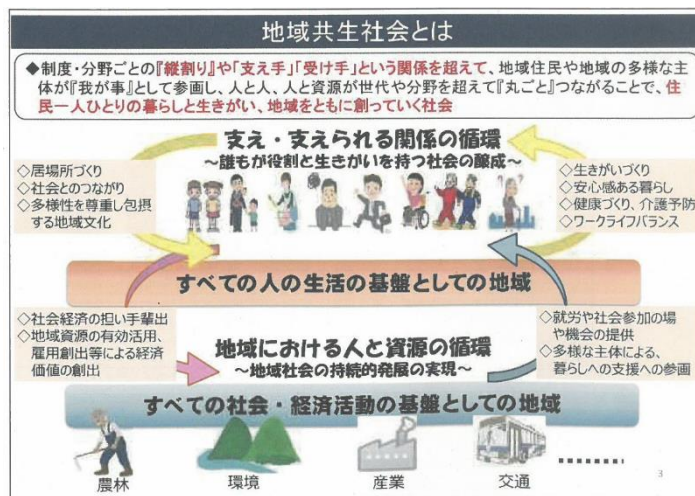
ひとつは、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的とした「障害者差別解消法（正式名：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」、次に、特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安感や差別意識を生じさせるような差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消を目的とした「ヘイトスピーチ解消法（正式名：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律）」、そして、現在もおお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることも踏まえ、差別は許されないとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別解消推進法（正式名：部落差別の解消の推進に関する法律）」です。この推進法では、部落差別の存在を公的に認知し、部落差別の解消を国と地方公共団体の責務として明記されています。

これらの「人権三法」に関しては、地域内各施設へ配属された職員等を対象に開催している「新転任職員等研修」などの機会を通じて啓発を行っています。

地域共生社会の実現から重層的支援体制整備事業へ

個人や世帯が抱える生きづらさや課題が複雑化複合化し、これまでの縦割りの公的支援の仕組みでは支援等が行き届かなくなってきました。いわゆる「制度の狭間」により課題解決に至らないケースが見受けられるような中で、2016年（平成28年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現という方向性が盛り込まれました。

「地域共生社会」とは『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をを超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域のさまざまな資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会』と位置づけられています。



地域における重層的なセーフティ

ネットを確保していく観点から、行政をはじめ、社会福祉法人やNPO、各種福祉関係事業者に加え地域住民など、多様な主体の参画と協働により誰もが支え合う共生社会の実現に向け、社会福祉法などの関係法令の改正や複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための取り組みが始まりました。

その一環として「断らない相談支援」「地域社会等への参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの柱を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、八尾市では令和5年度から取り組みが始まりました。

さまざまな課題を抱える方々や世帯に対し、地域や行政をはじめとする関係機関で協力しながら包括的に支援をしようとした取り組みや、重層的支援体制整備事業の中で、今日的な課題解決に向けた方策として改めて注目されている伴走型支援などの手法は、桂隣保館の時代から桂人権コミュニティセンターがこれまで取り組んできたものであり、今後の桂人権コミュニティセンターの役割の重要性を示すものでもあります。

「八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想」について

桂人権コミュニティセンターは築60年となり、桂老人福祉センターと桂青少年会館もなく築50年となる状況であり、施設の老朽化やバリアフリー解消が喫緊の課題となっています。そんな中「八尾市公共施設マネジメント実施計画」に基づき、3つの施設の更新整備について検討が進められています。

2022年（令和4年）には、3つの施設の利用者を対象としたアンケートを実施するとともに、各施設の運営委員会や校区まちづくり協議会の構成員等によるワークショップを開催し、今後に向けた施設の役割や備えるべき機能などについての意見をとりまとめたものを市への「提言」としていただきました。これらを踏まえ素案を作成し、パブリックコメントを実施のうえ、2023年（令和5年）6月に「八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想」を策定しました。

この「基本構想」では、新しい施設の基本的な役割として、3つの施設の基本的な役割の

継承や必要とされる機能に対応できる標準的な諸室の構成、及び3つの施設の複合化を基本とすることやこれからの事業の進め方が記されています。

今後は、複合化による施設整備の検討を進め「基本計画」等を策定するとともに、新しい施設の整備用地の選定を行い、西郡地域のまちづくりについて検討を進める予定となっています。

桂人権コミュニティセンターでは、これまで取り組んできた事業が継続して実施できることを前提とした施設となるよう、今後も地域の方々や利用者等のご意見をお聞きしながら、施設内容などを検討し、事業の進捗については適宜情報発信を行っていきたいと考えています。

その時々さまざまなニーズに応えるため、各種制度や事業については見直しや更新が行われ、新しいものへと変遷していくものと思われます。桂人権コミュニティセンターでは、地域における課題を把握し、解決に向けた取り組みが行えるよう努めてまいります。

3 人権コミュニティセンターと地域のこれから

地域実態調査委員会による地域課題の認識と取り組み

2011年（平成23年）に社会福祉法人大阪府総合福祉協会が厚生労働省採択事業として実施した「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査」を基礎資料とし、西郡地域における福祉、就労、教育、住宅、生活等の実態を把握することを目的として、2013年（平成25年）に桂人権コミュニティセンター地域実態調査検討委員会が設置されました。その後、地域の実態とその課題について意見交換が行われ、2014年（平成26年）6月に「桂人権コミュニティセンター地域実態調査報告書」が作成されました。

その中で、桂人権コミュニティセンターが中心となって取り組むべき事項として、以下の項目が提示されています。

- (1) 高齢者世帯を中心とする住民に対する生活支援（サービス）の取り組み
- (2) 高齢者に対する見守りや介護を地域ぐるみで行うネットワークづくり
- (3) 少子化の悪影響を押さえる小中学校の在り方の検討
- (4) 人口の減少を食い止める地域の経済活性化をめざし、交通の利便性の改善、店舗付き住宅の活用、コミュニティビジネス起業への支援などの方策確立
- (5) 地域内の社会的資源（施設）の活性化や再編整備をすすめ、広く市民との交流（往来）のあるまちづくりの推進
- (6) 対象地域の人権文化を保存し、市民の学習の場として活用するための場の整備
- (7) 生活保護世帯に対する就労自立、生活自立、社会的自立の集中的な取り組み
- (8) 乳幼児健診受診率の向上
- (9) 住民に対する意識・体験調査など一層総合的な実態把握のための調査の実施

こうした項目が提示されて10年が経ちました。ここ数年、マイナンバーカード普及の推

進や自治体の行政手続をオンライン化する取り組みが進められ、高齢者のデジタルデバインド（情報通信技術の恩恵を受けられる人と受けられない人との間に生ずる知識・機会・貧富などの格差）が問題となっています。またコロナ禍で交流を遮るように行事や講座、寄り合いなどが停止し、人と人のつながりが希薄化するのに拍車が掛かりました。このような時代の流れの中で、桂人権コミュニティセンターでは、地域の高齢者が「情報難民」とならないように、地域の中を手配りで配っている地域情報紙「はな緒」の中で情報発信を行い、さまざまな手続きについてサポートしてきました。また、パソコンやスマートフォンに関する講座を充実させ、スマートフォンの相談会も行い、新たな手法での情報収集や交流の手法についてサポートしてきました。

高齢者に対する見守りについては、「避難行動要支援者名簿」を活用し、老々介護や 8050 問題の可能性がある世帯、一人暮らし高齢者の方への見守り訪問を行ってきました。桂小学校区の高齢化率は 40%を超え、益々高齢者の孤立化が進む可能性があります。

今後も桂人権コミュニティセンターでは総合生活相談や伴走型支援などを積極的に行い、生活困窮者や障がい者の方を含めた様々な世帯への自立支援と地域の実態把握を行政や地域の関係機関と連携し行う体制づくりを進めていきます。

関連資料

●事業概要(2013～2022年)

1 講習・講座事業

一般講座

講座名	2013(H25)		2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者
茶道	24	192	24	118	24	134	24	130												
生花	24	120	24	113	24	117	24	118												
絵画	24	480	48	528	48	508	48	273	48	551	46	512	48	628	20	232	48	573	48	615
書道	24	288	24	66	24	91	24	146	19	120	24	195	24	224	12	65	24	140		
ペン習字	12	240	12	175	12	187	12	83	12	137	12	105	12	79	12	59	24	258	24	319
はがき書画	6	42	10	89	10	71	10	59	10	58										
河内音頭	3	57	3	44	3	43	3	31												
初級手話	10	40																		
着付け	5	20																		
白みそ作り													1	8						
はじめての中国語	13	130	12	113	12	86	12	73	12	127	12	91	12	125			12	81	24	258
中国語																				
中国語応用															11	98				
話し方	5	55	5	31	8	66	8	52									12	86		
話し方で変わる絵本の読み聞かせ									5	25	5	56								
きれいな日本語											10	41	8	86	12	80			24	242
初心者でもわかる英会話									10	118	11	118	9	125						
日常で使える英会話																				
のびのび体操	10	110	10	45	10	76	10	80	12	108	12	71					11	114	12	168
健康タオル体操	11	220	12	134	12	180	12	41	12	149	12	128	12	139			12	129	12	71
ヨガ					8	96	8	92	24	279	24	350	24	356			24	321	24	387
健康体操入門																				
ファイナンシャルセミナー			1	8																
介護セミナー			1	9																
計	171	1,994	186	1,473	195	1,655	195	1,178	164	1,672	168	1,667	156	1,810	78	648	168	1,688	168	2,060

IT関係講座

講座名	2013(H25)		2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者	回数	延受講者
パソコン基本操作	28	280	38	303	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	55	12	52	6	42
ワード	44	316	38	323	39	289	36	287	34	231	42	212	39	220	10	40	33	208	32	160
エクセル	26	198	28	195	34	248	22	193	46	330	10	63	41	229	20	72	30	181	12	44
ワード&エクセル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	148	12	58	0	0	0	0	0	0
パワーポイント	0	0	6	54	18	116	0	0	0	0	17	75	8	40	0	0	0	0	0	0
インターネット	8	80	8	63	3	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年賀状作り	4	84	6	46	3	26	6	26	3	25	3	19	1	3	0	0	0	0	0	0
プログラミング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	48	6	18	0	0	0	0	0	0
パソコン長期スクール	0	0	0	0	0	0	32	242	8	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デジカメ	6	60	6	60	0	0	6	44	4	27	8	42	4	16	0	0	0	0	0	0
その他パソコン関係	0	0	0	0	12	81	10	71	13	90	6	12	0	0	5	14	0	0	12	46
スマホ基礎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	52	5	39	0	0	10	75
スマホ使い方相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	3	9
その他スマホ関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	72	15	103	0	0
計	116	1,018	130	1,044	109	778	112	863	108	739	122	619	117	636	67	292	91	552	75	376

2 共催講座

講座名	2013(H25)		2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
	回数	延参加者	回数	延参加者	回数	延参加者	回数	延参加者	回数	延参加者	回数	延参加者	回数	延参加者	回数	延参加者	回数	延参加者	回数	延参加者
識字教室	39	104	40	112	38	123	36	110	37	100	39	71	37	57	0	0	0	0	0	0

3 保健事業

事業名	2013(H25)		2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数
あなたのまちの健康相談	50	390	390	543	684	273	269	189	9	6	30									

4 相談事業

事業名	2013(H25)		2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
総合生活相談	177	216	178	207	203	123	132													
職業相談	49	23	49	20	6	47	20	48	17	50	20	49	21	115	282	257				
計	49	200	49	236	47	184	47	227	48	220	50	143	49	153	115	282				

●年表 1889(M22)～2023(R5).3

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
1889 (M22)		・西郡村役場創設	
1922 (T11)		・西郡水平社創立	・全国水平社創立
1923 (T12)		・西郡水平社創立大会（宣念寺） ・木村重成公墓地で水平社と青年団が乱闘	
1933 (S8)			・高松地方裁判所差別裁判事件起こる
1946 (S21)		・西郡で天然痘発生	・部落解放委員会全国委員会結成
1947 (S22)		・西郡地区で鼻緒産業復活 ・西郡地区で天然痘集団発生200余人死亡 （内90%子ども） ・中河内郡西郡中学校創立	
1948 (S23)		・西郡村、八尾町、竜華町、久宝寺村、大正村が合併し「八尾市」発足 ・西郡保育所開設 ・西郡出張所開設 ・西郡診療所開設	
1949 (S24)			
1950 (S25)		・西郡児童公園設置	
1951 (S26)		・西郡平和診療所開設 ・トラホーム集団診療開始	・「オールロマンス」事件 ・大阪府同和事業促進協議会発足
1952 (S27)		・西郡小学校で越境通学問題起こる	
1953 (S28)		・西郡地区の「鼻緒産業」が衰え始める ・西郡中学校廃校	・全国同和教育研究協議会結成 ・大阪同和教育研究協議会結成
1954 (S29)		・共同浴場民主化運動	・八尾市における同和教育の実態が教育研究集会に報告される
1955 (S30)			・部落解放全国委員会が「部落解放同盟」と改称

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
1957 (S32)		・「第一次八尾中問題」起こる ・「鼻緒産業」が急速に衰退 ・西郡共同浴場（玉造温泉）設置	
1958 (S33)			
1959 (S34)		・西郡地区で赤痢患者集団発生 ・部落解放同盟西郡支部結成	・臨時国会で社会党が議員提案として「部落問題審議会設置法案」を衆議院に提出
1960 (S35)		・暴力団による西郡差別暴力事件起こる ・差別糾弾、暴力追放決起大会、解放行政闘争へ発展 ・八尾市、環境改善事業にとりかかる ・西郡共同便所建設開始 ・西郡支部防疫委員会「部落と健康」発刊	・「同対策審議会」設置される
1961 (S36)		・大阪大衛生学教室が西郡実態調査（共同井戸、環境衛生） ・「第二次八尾中問題」起こる ・西郡地区同和対策事業本格化、改良住宅建設始まる	・「八尾市同和地区改善協議会」を設置
1962 (S37)	・桂隣保館建設開始	・西郡小、八尾中で同和教育担当者を位置付ける ・西郡小学校在火災	・同和事業推進が八尾市政運営方針の五大重点対策になる ・「八尾中問題と同和教育」と題して八尾市時報で同和教育が特集される
1963 (S38)	・桂隣保館開設（民生産業部社会課桂隣保館） ・「隣保館ニュース」発行開始	・西郡小学校校舍落成、桂小学校と改称 ・「第三次八尾中問題」起こる ・「八尾中学校（夜間部）」開設 ・<u>1棟、2棟、3棟</u>竣工	・「八尾市同和教育基本方針」制定 ・狭山事件発生
1964 (S39)	・会館講習作品展示会開催	・ABC放送「われら日本人・西郡」を放映 ・桂児童公園設置	・八尾市議会「同和教育の推進を要望する決議」採択 ・八尾市同和教育研究会設立 ・東京オリンピック開催 ・東海道新幹線開業
1965 (S40)	・おこづかい銀行開設 ・市民のための部落問題通信発行開始 ・第1回隣保館まつり開催	・西郡保育所移転 ・幸生診療所開設 ・<u>4棟、5棟、6棟</u>竣工	・国の同和対策審議会「部落問題に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針」について答申 ・八尾市議会「同和対策審議会答申の完全実施を政府に要望する決議」
1966 (S41)		・西郡児童公園新設 ・桂町公園新設 ・桂幼稚園開設 ・<u>7棟、8棟</u>竣工	・国「同和対策審議会」設置 ・第1回八尾市同和教育月間設定 ・八尾市議会「同和教育施策の充実を要望する決議」採択 ・八尾市同和教育推進協議会結成

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
1967 (S42)	桂児童館併設	- 総理府・文部省が西郡地区を視察 <u>9棟</u>、<u>10棟</u>、<u>店1</u>竣工	- 八尾市同和対策室設置 - 八尾市教育委員会同和教育指導室設置 - 八尾市教委「八尾市同和教育基本方針」改定 「同対策」完全実施要求八尾実行委員会結成 - 大阪府下隣保館協議会設立（桂隣保館にて） - 八尾市同和地区改善協議会を廃止し新たに「八尾市同和対策審議会」設置
1968 (S43)		- 桂南保育所開設 - 西郡共同浴場（錦温泉）設置 - 西郡地区利用者組合結成 <u>11棟</u>、<u>12棟</u>、<u>13棟</u>、<u>14棟</u>、<u>15棟</u>竣工	- 法務省「壬申戸籍」の閲覧禁止を通告 「八尾市同和事業促進協議会」発足 - 八尾市議差別発言問題
1969 (S44)		- 西郡部落解放子ども会発足 - 文部省が八尾中と西郡地区を視察 <u>16棟</u>、<u>店2</u>竣工	- 八尾市、同和対策室を同和対策部に改称 - 市議会で西郡市営住宅に関する代表質問問題をめぐり、市議の除名処分問題起こる - 八尾市、八尾市教委「市民のための同和問題」第1集を全戸配布 - 八尾市同和対策審議会「中間答申」提出 - 八尾市改良事業室を設置 「同和対策事業特別措置法」公布
1970 (S45)	- 機構改革により民生部の所管となる（民生部社会課桂隣保館） - 識字学級が開設される - 市民のための部落問題通信縮刷版①発行	- 桂町第一、第二集会所設置 <u>17棟</u>、<u>18棟</u>、<u>19棟</u>、<u>20棟</u>竣工	- 八尾市同和対策審議会「最終答申」提出 - 改良事業室を改良事業部に改称 - 八尾市議会「同和対策事業特別措置法具体化促進を要求する決議」「狭山事件の公正裁判の要請に関する決議」採択 「市民のための同和問題」第2集を全戸配布
1971 (S46)	市民のための部落問題通信縮刷版②発行	- 桂保育所開設 - 桂中学校開設 - 西郡地区長期総合計画実施計画策定 - 西郡青年の家設置 <u>21棟</u>、<u>22棟</u>竣工	- 八尾中が三校（八尾中、上之島中、桂中）に再編成され桂中学校が創立 - K工機欄における就職差別事件 - 市政だより同和問題特集号発行（就職差別について） - 市内事業所に「同和問題学習資料」配布 「市民のための同和問題」第3集を全戸配布
1972 (S47)		「西郡地区協議会」発足 - 桂中学校竣工 <u>23棟</u>、<u>24棟</u>、<u>25棟</u>、<u>26棟</u>、<u>27棟</u>、<u>28棟</u>、<u>店4</u>竣工	- 八尾市同和対策連絡協議会設置 - 八尾部落問題研究会結成 - 全国水平社創立50周年記念国民集会（於京都会馆） 「市民のための同和問題」第4集を全戸配布

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
1973 (S48)	- 八尾市立解放会館条例制定 - 桂隣保館を「桂解放会館」に改称 所管を民生部から同和对策部に移管(同和对策部桂解放会館)	- 西郡水平社50周年記念誌「西郡部落解放運動史」発刊 - 解放同盟大阪府連「労働実態調査」を西郡地区で実施 - 西郡地区老人実態調査実施 - 桂幼稚園を廃止し桂南保育所開設 29棟、店3、店5竣工	「いずみ・木の実」(よみかき教室文集)の発刊 - 市民のための同和問題」第5集を全戸配布
1974 (S49)	桂解放会館10周年記念誌「風雪十年」のあゆみ発刊	「第1回西郡の教育を考える対話集会」開催される - 桂南保育所休園 - 高砂保育所開設 - 桂南保育所開所 30棟竣工	- K大学差別事件 「狭山事件」判決 - 八尾市議会「同和对策事業特別措置法完全実施を要望する決議」「狭山事件の公正裁判の要請に関する決議」採択 - 市民のための同和問題」第6集を全戸配布
1975 (S50)		- 桂老人福祉センター開設 - 幸保育所開設 - 桂青少年会館開館 - 西郡第三集会所設置 31棟竣工	「部落地名総鑑」事件発覚 - 市民のための同和問題」第7集を全戸配布
1976 (S51)		32棟竣工	「八尾市総合計画改定プロジェクトチーム」設置 - 住宅地図問題 - 大阪府同和事業促進協議会25周年記念行事 - 市民のための同和問題」第8集を全戸配布
1977 (S52)		- 桂保育所運動場拡張 - 国連前人權部長マルク・シュライバー氏が西郡地区を視察 33棟竣工	- 改良事業部を室に改組し同和对策部に編入 - 八尾市議会「国際人權規約批准促進に関する要望決議」採択 - T企業で差別発言 - 八尾市議会「同和对策事業特別措置法の延長等を要望する決議」採択 - 第1回部落解放八尾研究会開催 - 八尾市同和对策協議会を設置 - 市民のための同和問題」第9集を全戸配布
1978 (S53)		1～3棟を一部3LDKに改築 - 店6竣工	- 企業内同和問題研修推進員の研修会 「同和对策事業特別措置法」強化延長要求国民運動大阪実行委員会結成 「同和对策事業特別措置法」三年間延長 - 市民のための同和問題」第10集市内全体に配布

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
1979 (S54)			- 国際人権規約発効 - 人権啓発推進大阪協議会結成 - 八尾市職員採用時の「国籍条項」撤廃 - 八尾市同和対策協議会「中間提言」提出 - 八尾市企業内同和問題研修推進協議会発足
1980 (S55)	桂解放会館増改築工事開始	<u>34</u> 棟竣工	- 市同推協「身元調査お断り運動」 - 同和対策事業特別措置法強化改正、附帯決議実現八尾市推進本部を設置 - S機器納入部落地名総鑑購入事実が判明 「同和対策事業特別措置法」強化改正要求八尾市民集会（「同対審」実行委員会／八尾市民ホール） - 八尾市議会「同和対策事業特別措置法期限延長に伴う附帯決議の早期実現に関する要望決議」採択
1981 (S56)	桂解放会館増改築工事竣工	- 大阪節落実態調査実施 - 幸生診療所閉鎖 <u>35</u> 棟、<u>店7</u> 竣工	- 八尾市「電子計算機使用保護条例」制定 - 八尾市議会「同和対策事業特別措置法強化改正に関する要望決議」採択 （社）同和地区人材雇用開発センター設立 - 同和対策協議会が政府に対して「今後における同和関係施策について」意見具申を提出
1982 (S57)		- 八尾北医療センター開設 <u>店8</u> 竣工	- 八尾市同和対策協議会から「中間提言②」 - 同和対策事業に係る法律の内容充実に関する決議（大阪府市長会、大阪府町村長会） 「地域改善対策特別措置法」制定
1983 (S58)		- 桂公園野球場設置 - 八尾北高校開校	- 八尾市非核平和年宣言 - 八尾市議会「外国人登録法の改正を求める意見書」採択 - 八尾市「同和保育基本方針」制定 - 八尾市議会「人種差別撤廃条約の早期批准に関する要望決議」採択 - 八尾市同和事業促進協議会に審査機関設置
1984 (S59)		- 西郡地区人権展開催 <u>36</u> 棟、<u>37</u> 棟竣工	- 八尾市議会「プライバシーを保護し、輿信所、探偵社による差別調査の規制を求める要望決議」採択 - 大阪府同和対策協議会が「大阪府における今後の同和行政について」答申 - 地域改善対策協議会「今後における啓発活動のあり方について」意見具申 「世界人権宣言八尾連絡会議」発足

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
1985 (S60)		・<u>併S</u>採用募集就職差別事件発覚 ・<u>店9</u>竣工	・八尾市同和対策協議会「啓発対策」「就労対策」について意見具申 ・八尾市人権啓発推進本部設置 ・「部落解放基本法」制定要求八尾市推進本部設置 ・八尾市議会「同和対策の充実強化に関する意見書」採択 ・大阪府「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」制定
1986 (S61)		・西郡地区学力部会結成 ・<u>38</u>棟竣工	・八尾市同和対策協議会「教育対策」について意見具申 ・第1回「子どもに平和と人権を展」開催 ・地域改善対策協議会が内閣に「今後における地域改善対策について」意見具申を提出
1987 (S62)		・第1回地区スポーツ祭開催 ・西郡第四集会所設置	・八尾市教委「障害児教育基本方針」制定 ・八尾市同和教育推進協議会が「八尾市人権啓発推進協議会」と改称 ・「地対財特法」施行
1988 (S63)		・<u>39</u>棟竣工	・八尾市「男女平等を推進するための八尾市指針」策定 ・八尾市同和対策協議会「環境改善対策」について意見具申 ・大阪府同和対策協議会が「大阪府における今後の同和行政のあり方について」答申
1989 (H1)		・<u>40</u>棟竣工	・「パケット通信」による差別事件発覚
1990 (H2)		・大阪府同和地区住民生活実態調査実施 ・桂中学校区教育改革推進連絡会結成	・「在日外国人教育基本指針」策定 ・八尾市同和対策協議会「個人給付」について意見具申 ・八尾市議会「子どもの権利条約の早期批准を求める意見書」決議 ・国際識字年
1991 (H3)		・<u>41</u>棟竣工	・地域改善対策協議会「今後の地域改善対策について」意見具申
1992 (H4)		・西郡水平社 70 周年記念展開催	・「地対財特法」5 年延長（対象事業の縮小）
1993 (H5)	・桂解放会館 30 周年記念誌発行		・八尾市同和対策協議会「平成 5 年度以降の環境改善対策について」意見具申提出 ・「大阪府福祉のまちづくり条例」制定 ・八尾市民の「人権問題」についての意識調査実施 ・総務庁「同和地区実態把握等調査」実施

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
1994 (H6)		・42棟竣工	・八尾市同和対策協議会「今後における啓発対策について」意見具申
1995 (H7)		・桂中学校区ふれ愛教育推進事業開始 ・幸保育所を廃園し埋蔵文化財調査センター設置	・八尾市同和対策協議会「今後における教育対策について」意見具申 ・総務庁「同和地区実態把握等調査」結果まとめる ・人権教育のための国連10年行動計画 ・阪神・淡路大震災発生
1996 (H8)			・八尾市同和対策協議会「平成9年度以後の同和行政のあり方について」意見具申 ・地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」答申
1997 (H9)	・同和対策部の廃止にともない企画調整部人権室の所管になる (企画調整部人権室桂解放会館) ・講座対象者の拡大		・機構改革に伴い同和対策部を廃止し企画調整部に人権室を設置 ・「人権擁護施策推進法」施行 ・「地対財特法」5年延長(対象事業の縮小、一般対策へ移行)
1998 (H10)	・OALルーム開設 ・リーフレット作成	・西郡まちづくり委員会結成 ・石川一雄さん早智子さん西郡訪問 ・市営住宅の使用料応益応能制度になる	・八尾市「人権についての市民意識調査」実施 ・「大阪府人権尊重の社会づくり条例」制定 ・大阪市内の調査会社2社による差別身元調査事件発覚
1999 (H11)			・八尾市人権教育のための国連10年行動計画策定 ・人権教育基本方針、人権教育推進プラン策定
2000 (H12)	・機構改革により人権文化部の所管になる(人権文化部桂解放会館) ・リーフレット作成	・2000年実態調査実施 ・「ふれあいソバス」運行される ・桂中学校区地域教育協議会結成	・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・機構改革に伴い人権室を廃止し新たに人権文化部を設置
2001 (H13)		・まちづくりラウンドテーブル西郡地区で開始(八尾市初) ・青少年会館で「進路選択支援事業」開始	・「八尾市人権尊重の社会づくり条例」制定 ・八尾市同和対策協議会「平成14年度以後の同和行政のあり方について」意見具申 ・大阪府人権施策推進基本方針策定 ・大阪府同和対策協議会「大阪府における今後の同和行政のあり方について」答申 ・八尾市住宅マスタープラン策定

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
2002 (H14)	・設置条例改正 ・桂解放会館を「桂人権ふれあいセンター」に改称（人権文化部桂人権ふれあいセンター） ・三事業（総合生活相談、地域就労支援、人権ケースワーク）開始 ・貸館業務開始 ・機械化警備開始 ・人権ふれあいセンター紹介リーフレット作成 ・巡回職業相談を総合生活相談の一環として実施 ・ニュース改称、配布範囲を拡大し2,500部から3,000部に	・八尾市同和事業促進西郡地区協議会を「八尾市人権西郡地区協議会」に名称変更 ・西郡水平社80周年記念式典 ・高砂保育所休園	・「地対財特法」期限切れ ・八尾市人権協会設立
2003 (H15)	・新たに相談室を設置 ・図書コーナーを設置	・西郡地域に八尾市コミュニティバス運行 ・西郡部落史研究会発足 ・西郡住宅まちづくり協議会創設 ・おもいどけ隊の結成 ・第1回反差別集会開催 ・第3集会所管理業務を生きがい事業団受託	・八尾市地域安全条例施行 ・八尾市営住宅ストック総合活用計画策定
2004 (H16)	・桂人権ふれあいセンター40周年誌発行 ・ふれあいニュースを「はな緒」に改称	・桂中学校区地域教育協議会結成 ・第1回住宅まちづくり協議会開催 ・まちかどデイズハウス事業開始（第2集会所） ・社会福祉法人八尾すずらん福祉会結成 ・春駒保存会結成 ・西郡すこしまえのくらしマップ作成	・障がい者総合福祉センター「きずな」開設 ・「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」策定
2005 (H17)	・「はな緒」12ページ化	・30棟エレベーター設置 ・八尾北医療センター経営が医療法人健診会に移譲される ・八尾市CSW配置事業受託 ・高砂日本語教室が始まる（高砂府営住宅集会所）	・八尾市営西郡住宅機能更新事業計画策定
2006 (H18)	・高砂日本語教室の開催場所になる	・9棟改善工事 ・幸第2公園再整備	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」公布 ・「障害者自立支援法」公布 ・「住生活基本法」施行
2007 (H19)		・第3集会所改善工事	・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」施行

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
2008 (H20)	「桂人権コミュニティセンター」に改称（人権文化ふれあい部 桂人権コミュニティセンター） - コミュニティ推進スタッフ配置	- 八尾市人権西郡地域協議会を「八尾市人権かつら地域協議会」に名称変更 - 西郡地域の八尾市コミュニティバス運行終了	
2009 (H21)		10・11 棟改善工事	
2010 (H22)			今後の市営住宅整備及び管理に関するあり方について（基本方針）策定
2011 (H23)		- 桂小学校区まちづくり協議会設立準備会設立 - 今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査（西郡地域）実施 - 桂老人福祉センター指定管理者制度導入 - コーポラティブ住宅「える」完成 「河内国若江郡西郡村の歴史」発行	- 戸籍謄本等不正取得事件（ブライム事件）発生 - 八尾市営住宅機能更新事業計画（八尾市営住宅長寿寿命化計画）策定 - 八尾市第5次総合計画策定 - 八尾市都市計画マスタープラン策定 - 東日本大震災発生
2013 (H25)	- 桂人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会設置 「あなたのまちの健康相談」開始	- 西郡まちづくり協議会設立 - わがまち推進計画策定	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」【通称：障害者差別解消法】公布 「いじめ防止対策推進法」公布 「生活困窮者自立支援法」制定 - 第3次八尾市地域福祉計画策定 - 八尾市が本人通知制度を導入 「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」時点修正 - 災害対策基本法改正 - 内閣府が避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針策定
2014 (H26)	- 桂人権コミュニティセンター地域実態調査報告書作成 - 人権コミュニティセンター（隣保館）に関する住民意識調査実施 - はな緒の配布範囲を拡大し3,500部に	- 桂中学校校舎建替工事開始 - 第1回西郡のまちづくり新年会開催	- 第2次八尾市地域就労支援基本計画策定 - 八尾市災害時要配慮者支援プラン策定 - 八尾市「人権についての市民意識調査」実施

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
2015 (H27)	- 人権コミュニティセンター（隣保館）に関する住民意識調査報告書作成 - 耐震補強工事を中心に、外壁や屋上の防水、玄関のバリアフリー化およびトイレの改修工事、空調工事を実施	- 差別文書大量ばらまき事件発生 - 西郡まちづくりシンポジウム2015の開催	- SDGs（持続可能な開発目標）が国連サミットで採択 「生活困窮者自立支援法」施行
2016 (H28)	桂人権コミュニティセンター50周年誌発行	近畿大学建築学部が市営西郡住宅7号館をサテライト研究室として活用開始	- 人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）施行 - マイナナンバー制度開始 - 八尾市住宅マスタープラン改定 - 八尾市第3次男女共同参画基本計画策定 - 八尾市第2次生涯学習・スポーツ振興計画策定 - 第2次八尾市人権教育・啓発プラン策定 - 八尾市避難行動要支援者支援マニュアル策定 - 熊本地震発生 - 全国部落調査復刻出版裁判始まる - 相模原障害者施設殺傷事件発生
2017 (H29)	第1回西郡はなはなマーケット開催	八尾市営住宅等の指定管理者が株式会社東急コミュニケーションに決定（平成29年4月1日から令和2年3月31日）	- 八尾市出張所での届出・証明発行廃止、地域のまちづくり支援追加 - 八尾市公共施設マネジメント実施計画策定
2018 (H30)	- 第2回西郡はなはなマーケット開催 - 桂人権コミュニティセンターパンフレットの更新		- 八尾市が中核市に移行 - 第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定 - 第5期八尾市障がい福祉計画及び第1期八尾市障がい児福祉計画策定 - 大阪北部地震発生 - 医学部不正入試問題発覚 - 改正社会福祉法施行

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
2019 (H31・R1)	・第3回西郡はなはなマーケット開催 ・補強コンクリートブロック塀改修工事実施 ・駐車場用地を西郡そよかぜこども園へ所管変え	・市立西郡そよかぜこども園創立 ・八尾市立佳老人福祉センター指定管理者が社会福祉法人八尾すずらん福祉会に決定（平成31年4月1日～令和6年3月31日）	・八尾市「人権についての市民意識調査」実施 ・八尾市自殺対策推進計画策定 ・「結婚の自由をすべての人に」訴訟が始まる ・アイヌ施策推進法施行 ・「済州島4.3事件」について韓国国防省・警察庁がはじめて公式謝罪 ・G20大阪サミット2019開催 ・消費税率10%に引き上げ ・ハンセン病家族補償法施行 ・新やお改革プラン策定
2020 (R2)	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座事業の休止及び貸館の時間短縮（4～9月）	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域行事の一部中止 ・市営西郡住宅への学生入居開始 ・八尾市営住宅等の指定管理者が株式会社東急コミュニティに決定（令和2年4月1日から令和7年3月31日）	・八尾市災害時要配慮者支援指針策定 ・大阪府パートナーシップ宣誓証明制度開始 ・八尾市「いじめから子どもを守る課」創設 ・八尾市出張所での届出・証明発行再開 ・新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、東京2020オリンピック・パラリンピックが延期される ・八尾市公共施設マネジメント実施計画改定 ・パワーハラスメント防止法施行 ・法務省人権擁護局が「部落差別の実態に係る調査結果報告書」を発表
2021 (R3)	・スマートフォン講座開始	・桂中学校敷地内に桂小学校新校舎完成 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域行事の一部中止 ・人権かつら地域協議会が西郡まちづくり協議会へ統合 ・市営西郡住宅（14～18号館、19～23号館、28号館）対象住替え事業実施 ・八尾市立共同浴場錦温泉指定管理者が特定非営利活動法人就労・生活・まちづくり支援機構に決定（令和3年4月1日～令和6年3月31日）	・八尾市第6次総合計画策定 ・第4次八尾市地域福祉計画策定 ・八尾市人権尊重の社会づくり審議会「部落差別の解消に関する施策の方向性について」啓申 ・社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業創設これに伴い、八尾市「つなげる支援室」創設 ・八尾市都市計画マスタープラン改定 ・八尾市住宅マスタープラン改定 ・八尾市営住宅機能更新事業計画（八尾市営住宅長寿命化計画）改定 ・機構改革に伴い人権文化ふれあい部から人権ふれあい部に名称変更 ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催 ・第4期八尾市障がい者基本計画策定 ・第2次八尾市多文化共生推進計画策定 ・第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定 ・第2次八尾市人権教育・啓発プラン改定 ・八尾市個別施設保全計画策定 ・八尾市地域公共交通計画策定 ・災害対策基本法改正 ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針改定

年 代	センターの動き	西郡の動き	その他の動き
2022 (R4)	・講座用パソコン機器更新 (11 台分) ・受変電設備 (キュービクル) 改修工事 ・調理室換気設備改修工事	・西郡水平社創立 100 周年記念式典 ・桂人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想 (素案) の市民意見提出制度 (パブリックコメント) の実施 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域行事の一部中止 ・八尾市営西郡住宅用地活用事業により幸町 5 丁目こファミリーマートの出店が決定 ・桂人権コミュニティセンター及び周辺施設のあり方ワークショップの開催 ・市営西郡住宅 (14 号館～18 号館) 建替事業開始	・八尾市「こども総合支援センター ほっぷ」開設 ・市営安中住宅の集合ポストに差別落書き ・第 3 次八尾市地域就労支援基本計画策定 ・ロシアによるウクライナ侵攻が始まる ・沖縄の本土復帰 50 周年 ・ウトロ平和祈念館開館 ・映画「破壊」全国劇場公開 ・日中国交正常化 50 周年 ・グループが「部落探訪」動画を削除 ・「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のな - い社会づくり条例」施行
2023 (R5)		・桂小学校、桂中学校、北山本小学校が、市内のどこからでも通える「小規模特認校」になる ・西郡生きが「事業団解散 ・八尾市「映画のまち」撮影ロケ地に	・「八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想」策定 ・新やお改革プラン 2.0 策定

※住宅棟二重下線・・・改良住宅

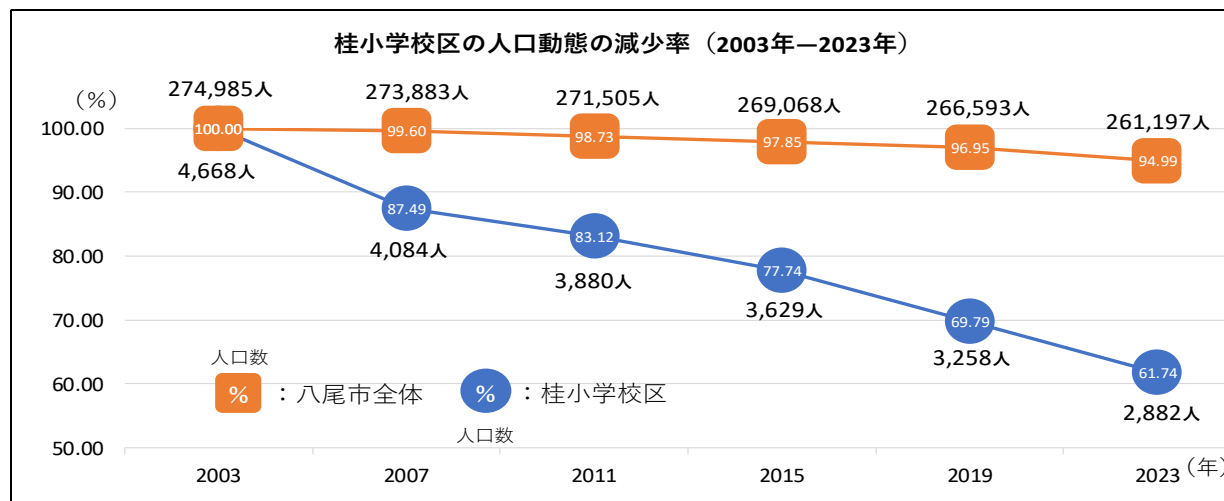
桂小学校区の人口動態 2023年(令和5年)3月末現在

単位:人

区 分	年 月	桂小学校区	増 減	八尾市全体	増 減
20年前	2003年(平成15年)3月	4,668		274,985	
19年前	2004年(平成16年)3月	4,524	▲ 144	274,448	▲ 537
18年前	2005年(平成17年)3月	4,346	▲ 178	274,169	▲ 279
17年前	2006年(平成18年)3月	4,190	▲ 156	274,119	▲ 50
16年前	2007年(平成19年)3月	4,084	▲ 106	273,883	▲ 236
15年前	2008年(平成20年)3月	3,993	▲ 91	273,292	▲ 591
14年前	2009年(平成21年)3月	3,915	▲ 78	272,469	▲ 823
13年前	2010年(平成22年)3月	3,948	33	272,024	▲ 445
12年前	2011年(平成23年)3月	3,880	▲ 68	271,505	▲ 519
11年前	2012年(平成24年)3月	3,850	▲ 30	271,066	▲ 439
10年前	2013年(平成25年)3月	3,784	▲ 66	270,029	▲ 1,037
9年前	2014年(平成26年)3月	3,735	▲ 49	269,759	▲ 270
8年前	2015年(平成27年)3月	3,629	▲ 106	269,068	▲ 691
7年前	2016年(平成28年)3月	3,554	▲ 75	268,755	▲ 313
6年前	2017年(平成29年)3月	3,434	▲ 120	268,013	▲ 742
5年前	2018年(平成30年)3月	3,375	▲ 59	267,080	▲ 933
4年前	2019年(平成31年)3月	3,258	▲ 117	266,593	▲ 487
3年前	2020年(令和2年)3月	3,179	▲ 79	265,908	▲ 685
2年前	2021年(令和3年)3月	3,081	▲ 98	264,867	▲ 1,041
1年前	2022年(令和4年)3月	2,955	▲ 126	262,875	▲ 1,992
	2023年(令和5年)3月	2,882	▲ 73	261,197	▲ 1,678

〔人口増減率の特徴〕

・桂小学校区の人口は、八尾市全体と比較すると大幅に減少している。



小学校別 10年間の人口減少推移

2013年(平成25年)3月～2023年(令和5年)3月の10年間

	小学校区	人口減少人数(人)			人口減少率(%)		
		総数	男	女	総数	男	女
1	桂小学校	▲ 902人	▲ 405人	▲ 497人	-23.84%	-22.35%	-25.20%
2	北山本小学校	▲ 1,076人	▲ 512人	▲ 564人	-17.50%	-17.61%	-17.39%
3	高安小学校	▲ 1,552人	▲ 752人	▲ 800人	-17.19%	-17.32%	-17.06%
4	竹渚小学校	▲ 510人	▲ 275人	▲ 235人	-10.28%	-11.19%	-9.39%
5	志紀小学校	▲ 1,720人	▲ 954人	▲ 766人	-9.83%	-11.04%	-8.66%
6	東山本小学校	▲ 689人	▲ 359人	▲ 330人	-7.48%	-8.12%	-6.89%
7	刑部小学校	▲ 863人	▲ 439人	▲ 424人	-7.36%	-7.82%	-6.94%
8	大正北小学校	▲ 646人	▲ 293人	▲ 353人	-7.01%	-6.52%	-7.48%
9	南高安小学校	▲ 1,004人	▲ 614人	▲ 390人	-6.38%	-8.01%	-4.83%
10	山本小学校	▲ 611人	▲ 366人	▲ 245人	-6.23%	-7.84%	-4.77%
11	上之島小学校	▲ 432人	▲ 256人	▲ 176人	-5.74%	-6.92%	-4.61%
12	大正小学校	▲ 534人	▲ 293人	▲ 241人	-5.01%	-5.56%	-4.47%
13	長池小学校	▲ 513人	▲ 326人	▲ 187人	-4.84%	-6.48%	-3.36%
14	永畑小学校	▲ 524人	▲ 342人	▲ 182人	-4.60%	-6.13%	-3.13%
15	久宝寺小学校	▲ 499人	▲ 266人	▲ 233人	-4.39%	-4.87%	-3.95%
16	美園小学校	▲ 204人	▲ 76人	▲ 128人	-2.39%	-1.85%	-2.91%
17	高安西小学校	▲ 211人	▲ 171人	▲ 40人人	-1.93%	-3.27%	-0.70%
18	西山本小学校	▲ 115人	▲ 34人	▲ 81人	-1.86%	-1.19%	-2.44%
19	高美小学校	▲ 189人	▲ 139人	▲ 50人	-1.77%	-2.75%	-0.89%
20	高美南小学校	▲ 93人	▲ 38人	▲ 55人	-1.66%	-1.40%	-1.91%
21	龍華小学校	▲ 174人	▲ 143人	▲ 31人	-1.62%	-2.75%	-0.56%
22	安中小学校	▲ 43人	▲ 33人	▲ 10人	-0.41%	-0.66%	-0.18%
23	用和小学校	9	▲ 102人	111	0.08%	-1.83%	1.81%
24	南山本小学校	50	▲ 41人	91	0.47%	-0.83%	1.63%
25	八尾小学校	632	267	365	5.18%	4.70%	5.60%
26	曙川東小学校	619	225	394	9.70%	7.40%	11.79%
27	曙川小学校	976	427	549	13.78%	12.26%	15.24%
28	亀井小学校	2,002	853	1,149	19.92%	17.20%	22.56%
八尾市全体		▲ 8,832人	▲ 5,471人	▲ 3,361人	-3.27%	-4.21%	-2.40%

小学校区別 高齢化率・少子化率・生産年齢人口比率

小学校区別高齢化率(2023年3月末現在)

	小学校区	高齢化率	八尾市全体との差
1	桂小学校	40.1%	11.7%
2	高安小学校	37.9%	9.5%
3	北山本小学校	37.6%	9.2%
4	竹淵小学校	31.8%	3.4%
5	高美南小学校	30.9%	2.5%
6	山本小学校	30.7%	2.3%
7	久宝寺小学校	30.2%	1.8%
8	上之島小学校	29.7%	1.3%
9	西山本小学校	29.7%	1.3%
10	曙川東小学校	29.6%	1.2%
11	高美小学校	29.4%	1.0%
12	東山本小学校	29.3%	0.9%
13	南高安小学校	29.1%	0.7%
14	長池小学校	28.5%	0.1%
15	志紀小学校	28.1%	-0.3%
16	刑部小学校	27.9%	-0.5%
17	安中小学校	27.9%	-0.5%
18	大正北小学校	27.8%	-0.6%
19	南山本小学校	27.6%	-0.8%
20	高安西小学校	27.0%	-1.4%
21	永畑小学校	26.7%	-1.7%
22	用和小学校	26.6%	-1.8%
23	八尾小学校	26.4%	-2.0%
24	大正小学校	26.4%	-2.0%
25	曙川小学校	26.2%	-2.2%
26	龍華小学校	26.0%	-2.4%
27	美園小学校	25.0%	-3.4%
28	亀井小学校	21.3%	-7.1%

八尾市全体

28.4%

小学校区別少子化率(2023年3月末現在)

	小学校区	少子化率	八尾市全体との差
1	桂小学校	6.0%	-6.1%
2	北山本小学校	8.1%	-4.0%
3	高安小学校	8.3%	-3.8%
4	竹淵小学校	8.6%	-3.5%
5	東山本小学校	10.6%	-1.5%
6	高美小学校	10.6%	-1.5%
7	志紀小学校	10.8%	-1.3%
8	大正小学校	10.9%	-1.2%
9	高美南小学校	11.1%	-1.0%
10	美園小学校	11.1%	-1.0%
11	用和小学校	11.1%	-1.0%
12	西山本小学校	11.2%	-0.9%
13	永畑小学校	11.3%	-0.8%
14	安中小学校	11.4%	-0.7%
15	上之島小学校	11.8%	-0.3%
16	刑部小学校	12.0%	-0.1%
17	山本小学校	12.1%	0.0%
18	南山本小学校	12.2%	0.1%
19	南高安小学校	12.3%	0.2%
20	高安西小学校	12.6%	0.5%
21	八尾小学校	12.6%	0.5%
22	久宝寺小学校	12.7%	0.6%
23	長池小学校	13.0%	0.9%
24	大正北小学校	13.4%	1.3%
25	龍華小学校	13.4%	1.3%
26	曙川東小学校	14.0%	1.9%
27	曙川小学校	15.1%	3.0%
28	亀井小学校	17.2%	5.1%

八尾市全体

12.0%

小学校区別生産年齢人口比率
(2023年3月末現在)

	小学校区	生産年齢人口比率	八尾市全体との差
1	高安小学校	53.8%	-5.7%
2	桂小学校	53.9%	-5.6%
3	北山本小学校	54.3%	-5.2%
4	曙川東小学校	56.4%	-3.1%
5	久宝寺小学校	57.2%	-2.3%
6	山本小学校	57.2%	-2.3%
7	高美南小学校	58.0%	-1.5%
8	上之島小学校	58.4%	-1.1%
9	長池小学校	58.6%	-0.9%
10	南高安小学校	58.6%	-0.9%
11	曙川小学校	58.7%	-0.8%
12	大正北小学校	58.8%	-0.7%
13	西山本小学校	59.1%	-0.4%
14	竹淵小学校	59.6%	0.1%
15	高美小学校	60.0%	0.5%
16	刑部小学校	60.1%	0.6%
17	東山本小学校	60.1%	0.6%
18	南山本小学校	60.1%	0.6%
19	高安西小学校	60.4%	0.9%
20	龍華小学校	60.5%	1.0%
21	安中小学校	60.7%	1.2%
22	八尾小学校	61.0%	1.5%
23	志紀小学校	61.1%	1.6%
24	亀井小学校	61.6%	2.1%
25	永畑小学校	62.1%	2.6%
26	用和小学校	62.3%	2.8%
27	大正小学校	62.7%	3.2%
28	美園小学校	63.9%	4.4%

八尾市全体

59.7%

桂小学校の児童数動態2023年(令和5年)5月現在

単位:人

区分		桂小学校区	増 減	八尾市全体	増 減
17年前	2006年(平成18年)5月	159	－	16,266	－
16年前	2007年(平成19年)5月	158	▲ 1	16,250	▲ 16
15年前	2008年(平成20年)5月	144	▲ 14	16,210	▲ 40
14年前	2009年(平成21年)5月	154	10	16,026	▲ 184
13年前	2010年(平成22年)5月	148	▲ 6	15,719	▲ 307
12年前	2011年(平成23年)5月	139	▲ 9	15,321	▲ 398
11年前	2012年(平成24年)5月	127	▲ 12	14,911	▲ 410
10年前	2013年(平成25年)5月	123	▲ 4	14,493	▲ 418
9年前	2014年(平成26年)5月	122	▲ 1	14,135	▲ 358
8年前	2015年(平成27年)5月	107	▲ 15	13,888	▲ 247
7年前	2016年(平成28年)5月	94	▲ 13	13,686	▲ 202
6年前	2017年(平成29年)5月	87	▲ 7	13,411	▲ 275
5年前	2018年(平成30年)5月	92	5	13,250	▲ 161
4年前	2019年(平成31年)5月	92	0	13,178	▲ 72
3年前	2020年(令和2年)5月	80	▲ 12	13,043	▲ 135
2年前	2021年(令和3年)5月	79	▲ 1	12,754	▲ 289
1年前	2022年(令和4年)5月	75	▲ 4	12,610	▲ 144
	2023年(令和5年)5月	74	▲ 1	12,421	▲ 189

17年前比較		▲ 85	46.54%	▲ 3,845	76.36%
10年前比較		▲ 49	60.16%	▲ 2,072	85.70%

H18年～17年間 ▲ 5 (年平均5名減少)

H25年～10年間 ▲ 5 (年平均5名減少)

〔人口増減率の特徴〕

①10年間の児童減少率は、八尾市全体14.3%に対して桂小学校区は39.84%である。

②桂小学校区児童の占める割合は、10年前の0.85%に対して現在は0.60%となっている。

桂中学校の生徒数動態2023年(令和5年)5月現在

単位:人

区分		桂中学校	増 減	八尾市全体	増 減
17年前	2006年(平成18年)5月	235	－	7,360	－
16年前	2007年(平成19年)5月	211	▲ 24	7,438	78
15年前	2008年(平成20年)5月	209	▲ 2	7,436	▲ 2
14年前	2009年(平成21年)5月	197	▲ 12	7,566	130
13年前	2010年(平成22年)5月	223	26	7,592	26
12年前	2011年(平成23年)5月	234	11	7,647	55
11年前	2012年(平成24年)5月	230	▲ 4	7,669	22
10年前	2013年(平成25年)5月	229	▲ 1	7,658	▲ 11
9年前	2014年(平成26年)5月	198	▲ 31	7,473	▲ 185
8年前	2015年(平成27年)5月	206	8	7,289	▲ 184
7年前	2016年(平成28年)5月	183	▲ 23	6,842	▲ 447
6年前	2017年(平成29年)5月	197	14	6,861	19
5年前	2018年(平成30年)5月	177	▲ 20	6,636	▲ 225
4年前	2019年(平成31年)5月	159	▲ 18	6,456	▲ 180
3年前	2020年(令和2年)5月	136	▲ 23	6,326	▲ 130
2年前	2021年(令和3年)5月	137	1	6,309	▲ 17
1年前	2022年(令和4年)5月	127	▲ 10	6,275	▲ 34
	2023年(令和5年)5月	123	▲ 4	6,121	▲ 154

17年前比較	▲ 112	52.34%	▲ 1,239	83.17%
10年前比較	▲ 106	53.71%	▲ 1,537	79.93%

H18年～17年間 ▲ 7 (年平均7名減少)

H25年～10年間 ▲ 11 (年平均11名減少)

〔人口増減率の特徴〕

①10年間の生徒減少率は、八尾市全体20.07%に対して桂中学校区は46.29%である。

②桂中学校区生徒の占める割合は、10年前の2.99%に対して現在は2.01%となっている。

●八尾市立隣保館条例

(設置)

第1条 本市に隣保館を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名 称 八尾市立隣保館

位 置 八尾市桂町二丁目三十七番地

(目的)

第2条 八尾市立隣保館（以下「本館」という。）は、同和地区及び近隣の市民を対象として、生活の指導、教養及び福祉厚生に関する諸事業を総合的に行ない、もって市民の生活の改善及び向上をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 一 社会事情の調査及び研究に関すること。
- 二 市民の教養及び厚生指導に関すること。
- 三 経済指導、保健指導及び相談指導に関すること。
- 四 児童福祉及び授産に関すること。
- 五 その他市長が必要と認めること。

(使用の許可)

第4条 本館の施設を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- 一 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 建物又は附属物を破壊するおそれがあるとき。
- 三 管理上支障があるとき。
- 四 その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第5条 本館の使用料は、無料とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを徴収することができる。

(入場の制限)

第6条 次の各号の一に該当する者は、入場を拒絶し又は退場させることがある。

- 一 伝染病にかかり、又は精神に異状があると認める者。
- 二 他人に危害をおよぼし若しくは、他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯するもの。
- 三 秩序又は風俗をみだすおそれがあると認める者。
- 四 その他管理上支障があると認める者。

(損害の賠償)

第7条 使用中に建物又は附属設備をき損又は滅失したときは、使用者は市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(八尾市立隣保館条例 昭和37年12月26日 条例第217号)

●八尾市立解放会館条例

(設置)

第1条 本市に同和地区解放会館（以下「会館」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 八尾市立桂解放会館 八尾市桂町二丁目三七番地
- (2) 八尾市立安中解放会館 八尾市安中町八丁目五番三〇号

(目的)

第2条 会館は、基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民（以下「地区住民」という。）の社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、同和問題のすみやかな解決に資することを目的とする。

(事業)

第3条 会館は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 同和問題の調査、研究及び啓蒙に関すること。
- (2) 地区住民の各種講習、講座、相談及び指導に関すること。
- (3) 地区住民の自主的、組織的活動の促進に関すること。
- (4) 地区住民並びに関係機関及び団体との総合調整に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

(使用の許可)

第4条 会館の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 第二条の規定の趣旨に適合しないと認められるとき。

2 会館の使用料は、無料とする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和四八年四月一日から施行する。
- 2 八尾市立隣保館条例（昭和三七年八尾市条例第二一七号）は、廃止する。

（八尾市立解放会館条例 昭和48年3月31日 条例第20号）

●八尾市立人権ふれあいセンター条例

八尾市立解放会館条例（昭和 48 年八尾市条例第 20 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 本市に人権ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
八尾市立桂人権ふれあいセンター	八尾市桂町二丁目 37 番地
八尾市立安中人権ふれあいセンター	八尾市安中町八丁目 5 番 30 号

（目的）

第 2 条 センターは、基本的人権尊重の精神に基づき、地域住民の福祉の向上を図るとともに、人権啓発の推進及び市民交流を促進し、もって同和問題をはじめとする人権問題の速やかな解決に資することを目的とする。

（事業）

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 相談等自立支援に関すること。
- （2） 人権啓発及び人権に係る調査研究に関すること。
- （3） 市民交流の促進及び自主的活動の支援に関すること。
- （4） 生涯学習の推進に関すること。
- （5） その他市長が必要と認める事業

（使用の許可）

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理及び運営上必要な範囲内で、前項の許可に条件を付することができる。

（使用の許可の制限）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- （2） 営利を目的とするとき。
- （3） センターの建物、施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- （4） その他管理上支障があるとき。

（使用の許可の取消し等）

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- （1） 前条各号に掲げる事由が発生したとき。
- （2） 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(入館の制限等)

第7条 市長は、第5条各号に掲げる事由その他特別の事由があると認めるときは、入館しようとする者に対し入館を禁止し、又は入館者に対し退館を命ずることができる。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復等)

第11条 使用者は、センターの建物、施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八尾市立人権ふれあいセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第8条から第10条まで及び別表の規定は、平成14年7月1日以後のセンターの使用に係るものについて適用する。

(八尾市立人権ふれあいセンター条例 平成14年3月28日 条例第21号)

●八尾市立人権コミュニティセンター条例

八尾市立解放会館条例（昭和48年八尾市条例第20号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に人権コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八尾市立桂人権コミュニティセンター	八尾市桂町二丁目37番地
八尾市立安中人権コミュニティセンター	八尾市安中町八丁目5番30号

（目的）

第2条 センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び基本的人権尊重の精神に基づき、地域住民の福祉の向上を図るとともに、人権啓発の推進及び市民交流を促進し、様々な人権問題の速やかな解決に資することを目的とする。

（事業）

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 相談等自立支援に関すること。
- （2） 人権啓発及び人権に係る調査研究に関すること。
- （3） 市民交流の促進及び自主的活動の支援に関すること。
- （4） 生涯学習の推進に関すること。
- （5） その他市長が必要と認める事業

（使用の許可）

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理及び運営上必要な範囲内で、前項の許可に条件を付することができる。

（使用の許可の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- （2） 営利を目的とするとき。
- （3） センターの建物、施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- （4） その他管理上支障があるとき。

（使用の許可の取消し等）

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- （1） 前条各号に掲げる事由が発生したとき。
- （2） 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(入館の制限等)

第7条 市長は、第5条各号に掲げる事由その他特別の事由があると認めるときは、入館しようとする者に対し入館を禁止し、又は入館者に対し退館を命ずることができる。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復等)

第11条 使用者は、センターの建物、施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八尾市立人権ふれあいセンター条例(以下「改正後の条例」という。)第8条から第10条まで及び別表の規定は、平成14年7月1日以後のセンターの使用に係るものについて適用する。

3 この条例による改正前の八尾市立解放会館条例第4条の規定に基づく使用の許可で、この条例の施行の日以後の使用に係るものについては、改正後の条例の相当の規定に基づく使用の許可とみなす。

附 則 (平成19年12月25日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした同日以後の使用に係る改正前の第4条第1項の規定による許可は、改正後の第4条第1項の規定による許可とみなす。

別表 (第8条関係)

施設名	料金
集会室	1日10,000円以内で規則で定める額
会議室	1日5,000円以内で規則で定める額
料理実習室	1日5,000円以内で規則で定める額
和室	1日5,000円以内で規則で定める額
講座室	1日5,000円以内で規則で定める額

桂人権コミュニティセンターの歩み ～60 年を振り返って～

令和 6 年（2024 年）年 3 月

編集・発行 八尾市人権ふれあい部桂人権コミュニティセンター
〒581-0823 八尾市桂町 2 丁目 37 番地
電話 072-922-1826 F A X 072-999-4624
ホームページ：<http://www.city.yao.osaka.jp>
刊行物番号 R5-226